

別紙

優良産廃処理業者認定制度

運用マニュアル

平成 23 年 3 月

(改訂 令和 2 年 10 月)

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

目 次

1 優良産廃処理業者認定制度の趣旨・目的	1
2 優良産廃処理業者認定制度の概要（フローチャート）	2
3 優良基準	3
3. 1 全体像	3
3. 2 遵法性に係る基準	4
3. 3 事業の透明性に係る基準	6
3. 4 環境配慮の取組に係る基準	49
3. 5 電子マニフェストに係る基準	50
3. 6 財務体質の健全性に係る基準	51
4 優良認定の申請	54
4. 1 優良認定の申請方法	54
4. 2 申請書類	55
5 審査と認定	62
5. 1 申請の受け付け等	62
5. 2 申請内容の審査	63
5. 3 チェックリスト	64
5. 4 優良認定の許可証	65
5. 5 都道府県・政令市における事務負担の軽減	67
5. 6 許可更新の期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について	67
6 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者のメリット	67

※ このマニュアルにおいて頻出する用語の定義について、以下にまとめる。

用語	定義
産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業をいう。
産業廃棄物処理業者	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
産業廃棄物収集運搬業者	廃棄物処理法第14条第1項の許可を受け、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
産業廃棄物処分業者	廃棄物処理法第14条第6項の許可を受け、産業廃棄物の処分を業として行う者
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	廃棄物処理法第14条の4第1項の許可を受け、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
特別管理産業廃棄物処分業者	廃棄物処理法第14条の4第6項の許可を受け、特別管理産業廃棄物の処分を業として行う者
排出事業者	その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者
優良基準	産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準
優良認定業者	優良基準に適合する旨の都道府県知事・政令市長の認定を受けた産業廃棄物処理業者
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
廃棄物処理法施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）
廃棄物処理法施行規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

1 優良産廃処理業者認定制度の趣旨・目的

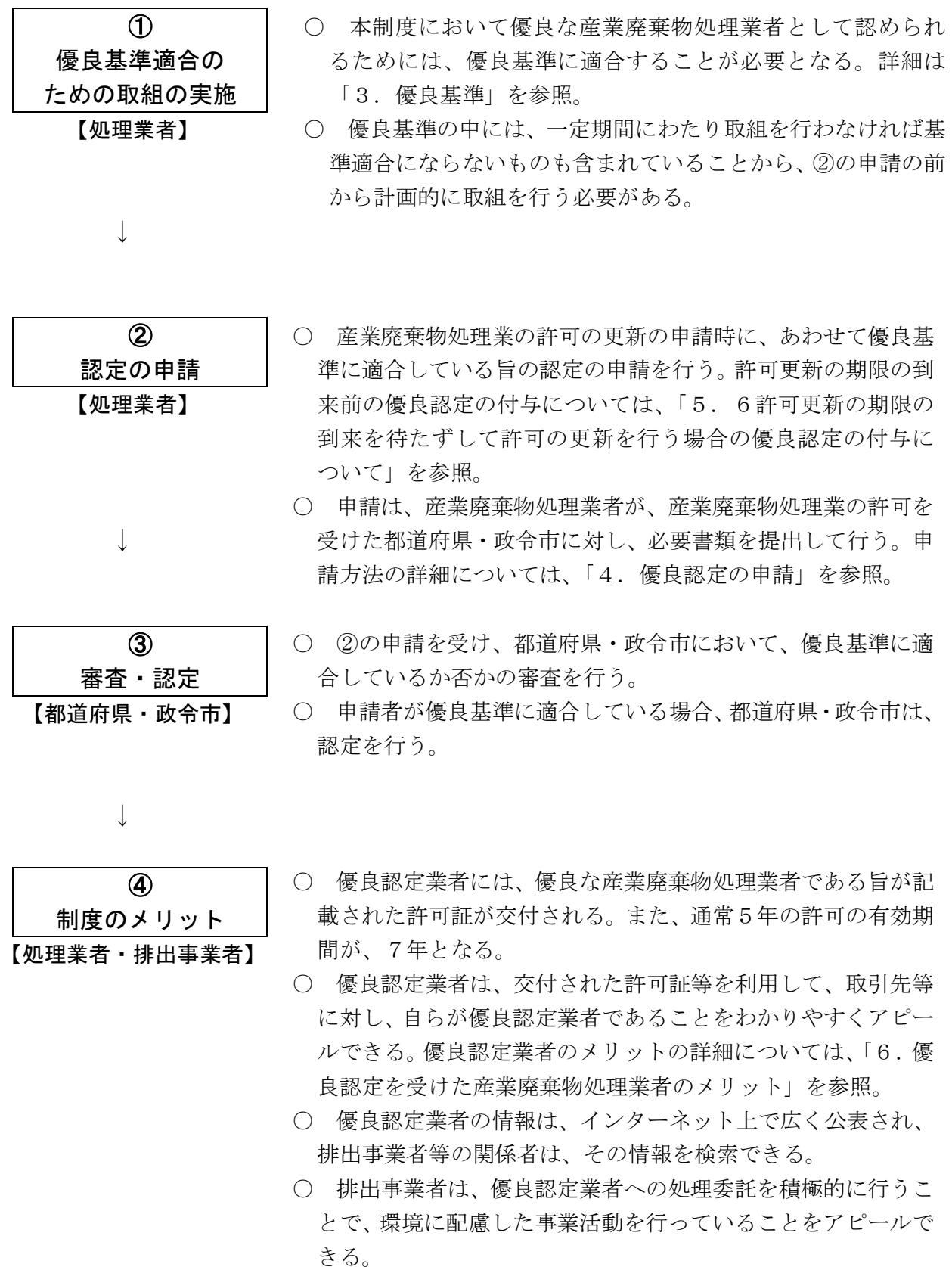
優良産廃処理業者認定制度は、優良な産業廃棄物処理業者を評価し、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的として、平成22年の廃棄物処理法改正により創設された。

具体的には、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備している。

本制度については、平成23年4月1日の施行後、制度改善のため平成29年2月14日の中央環境審議会における「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（以下「意見具申」という。）の内容を踏まえて検討を行い、運用改善、認定要件の見直し及び制度の活用促進等についての対応方針を令和元年5月29日の中央環境審議会循環型社会部会において報告した。

この対応方針を踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和2年2月25日環境省令第5号）により、優良産廃処理業者認定制度が改正され、その一部が同日から、残りは令和2年10月1日から施行されることとなった。

2 優良産廃処理業者認定制度の概要（フローチャート）



3 優良基準

3. 1 全体像

- 優良認定業者として認められるためには、都道府県・政令市による審査を受け、優良基準に適合することの認定（優良認定）を受けることが必要となる。

<表3. 1 優良基準の全体像>

	基 準	概 要	参照
1	遵法性	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。	3. 2
2	事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。	3. 3
3	環境配慮の取組	I S O14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。	3. 4
4	電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	3. 5
5	財務体質の健全性	①直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。 ②次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。 イ　直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。 ロ　前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。 ③直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ④産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。	3. 6

以下、3. 2以降で、それぞれの基準の詳細を解説する。

- なお、本制度に基づく優良認定は、産業廃棄物処理業の許可を受けている者について行うものであり、優良基準に適合していても、産業廃棄物処理業の許可に関する通常の許可基準に適合していない者については、産業廃棄物処理業の許可は付与されない。
- また、本制度に基づく優良基準は、全国一律の内容であり、例えば、優良基準以外の追加的基準を設け、当該追加的基準にも適合していなければ優良認定を行わないといった運用はできない。

3. 2 遵法性に係る基準

【参考条文】廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号、第10条の4の2第1号、第10条の12の2第1号及び第10条の16の2第1号

【解説】

- この基準は、通常よりも高い遵法性を有することの証明として、一定期間にわたり特定不利益処分を受けていないことを求めるものである。
- 「特定不利益処分」とは、表3. 2. 1に掲げる不利益処分をいう。

＜表3. 2. 1 特定不利益処分一覧＞

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3 第14条の3（第14条の6において準用する場合を含む。）
2	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2 第15条の2の7
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2第1項若しくは第2項 第15条の3
4	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項（第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）
5	広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項（第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）
6	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項（第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）
7	二以上の事業者による処理に係る認定の取消し	第12条の7第10項
8	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
9	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項（第19条の10第1項において準用する場合を含む。） 第19条の4の2第1項 第19条の5第1項（第19条の10第2項において準用する場合を含む。） 第19条の6第1項

- なお、この基準に適合するためには、優良認定を受けようとする都道府県・政令市による特定不利益処分のみならず、他の都道府県・政令市や環境大臣による特定不利益処分についても受けていないことが必要となる。
- 特定不利益処分を受けていないことが必要となる「一定期間」について、具体的には以下のとおりとなる。

「従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間」において、特定不利益処分を受けていないことが必要となる。ここで「従前の許可の有効期間」とは、ある都道府県・政令市において、ある許可区分の許可の更新を受けた者が、当該更新を受ける際に当該都道府県・政令市において受けている当該許可区分の許可（許可の更新の申請者が当該更新の申請の際に当該都道府県・政令市において現に受けている当該許可区分の許可）の有効期間をいう。

例えば、A県において平成24年4月1日に産業廃棄物処分業の許可を受けた者（許可の有効期間は5年）が、当該A県において当該許可の更新期限の到来による更新の際に産業廃棄物処分業の許可に関して優良認定を受けようとする場合、平成24年4月1日から平成29年3月31日までが「従前の許可の有効期間」となる。

なお、許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良認定を受けようとする場合については、「優良産廃処理業者認定制度の運用について」（令和2年2月25日付け環循規発第2002251号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）のとおり運用されたい。

例えば、A県において平成24年4月1日に産業廃棄物処分業の許可の更新を受けた者（許可の有効期限は5年）が、当該A県において平成28年4月1日に当該許可の更新期限の到来を待たずした更新の際に産業廃棄物処分業の許可に関して優良認定を受けようとする場合、平成23年4月1日から平成28年3月31日までが特定不利益処分を受けていないことが必要となる「一定期間」となる。

＜表3.2.2 特定不利益処分に係る「一定期間」＞

場 合		一定期間
許可の更新期限の到来による更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）
許可の更新期限の到来を待たずした更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間を含む連続する5年間
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間

3. 3 事業の透明性に係る基準

【参考条文】廃棄物処理法施行規則第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号及び第10条の16の2第2号、附則（令和二年環境省令第五号）第3条

【解説】

- この基準は、事業の透明性が確保されていることの証明として、法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可の内容、処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間インターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していることを求めるものである。
- 令和2年9月23日付環境省告示第74号により、公益財団法人産業廃棄物処理振興財団（以下「財団」という。）が環境大臣の指定を受けた。財団は、事業の透明性に係る基準の適合についての証明書（以下「適合証明書」という。）を発行することになるので、申請者はこの適合証明書を地方公共団体に提出することができる。
- 財団においては、適合証明書の申請者について、インターネットによる公表状況及び公表内容を確認し、基準に適合していれば、申請者に対してPDFデータで適合証明書を発行する。適合証明書の発行を受けた処理業者においては、PDFデータ又はこれを印刷したものを持ち、地方公共団体へ提出することとなる。適合証明書が地方公共団体に提出された場合には、地方公共団体が優良認定の審査業務における事業の透明性の確認をする際、地方公共団体職員自らによるインターネットの公表事項の内容確認等が不要となり、適合証明書を確認すれば足りることとなる。
- 適合証明書を提出しない処理業者に対する審査については、従来通り対応されたい。
- 適合証明書の発行に関する問い合わせ先は下記の通りである。

【問い合わせ先】

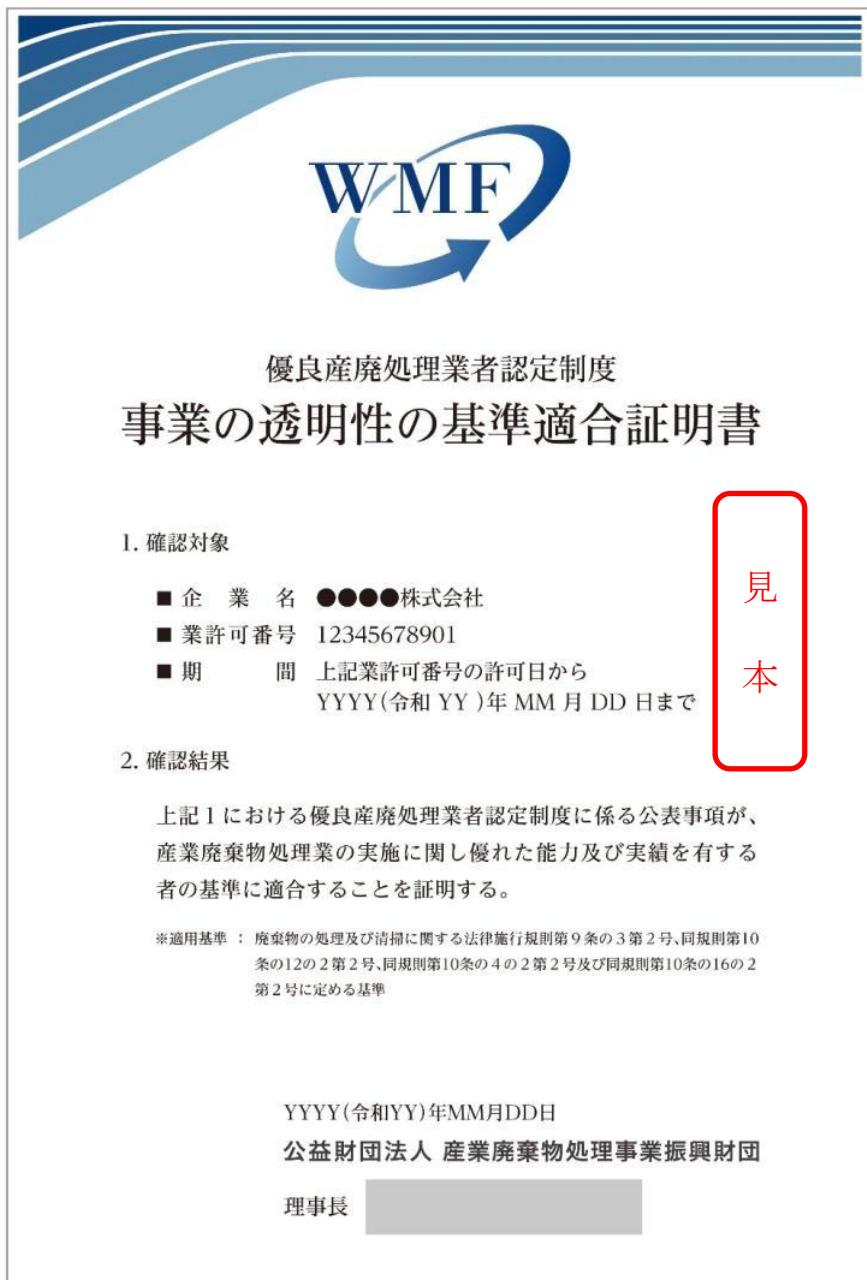
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

優良化事業推進チーム

電話：03-4355-0160（産廃情報ネット・さんぱいくん専用、平日 10:00～12:00/13:00～17:00）

メール：kaiji@sanpainet.or.jp

<図3.3.1 事業の透明性の基準適合証明書の例>



3. 3. 1 申請前の事前情報公表期間

- 事業の透明性に係る基準に適合するには、優良認定の申請前の一定期間、必要事項を公表することが必要である。
- 必要な事前情報公表期間については、下記のとおり場合によって異なっているため、優良認定の申請をしようとする産業廃棄物処理業者は、自らがどの場合に該当するかを確認し、申請を行う前から所要の期間、必要事項の公表に取り組む必要がある。

＜表3. 3. 1. 1 事前情報公表期間＞

	場 合	事前情報公表期間	根拠条文
1	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間	規則第9条の3第2号等
2	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間	規則第9条の3第2号等

- なお、令和2年2月25日の改正後の廃棄物処理法施行規則（以下「新規則」という。）により新たに公表が必要となった、処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する情報（以下「持出先情報」という。）については、許可の有効期間の始期が令和2年7月1日より前である産業廃棄物処分業の許可を受けた者が当該許可の更新の際に産業廃棄物処分業の許可に関して優良認定を受けようとする場合には、従前の許可を受けた日からではなく、当該許可の更新の申請の前6月間の公表で足りる。また、令和2年10月1日から令和2年12月31日の間に許可の更新の際に産業廃棄物処分業の許可に関して優良認定を受けようとする場合には、令和2年7月1日以降の公表で足りる。（新規則附則第3条）

例えば、A県において平成27年11月1日に産業廃棄物処分業の許可を受けた者（許可の有効期間は5年）が、当該A県において当該許可の更新期限の到来による更新の際に産業廃棄物処分業の許可に関して優良認定を受けようとする場合の持出先情報に係る事前情報公表期間は、令和2年7月1日以降となる。

また、A県において平成30年10月1日に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けるとともに優良認定を受けた者（許可の有効期間は7年）が、当該A県において当該許可の更新期限の到来による更新の際に再度優良認定を受けようとする場合（当該許可の更新の申請が令和7年9月1日の場合）の持出先に係る事前情報公表期間は、令和7年3月1日からの6月間の公表で足りる。

3. 3. 2 情報公表媒体

- 情報の公表は、「インターネットを利用する方法」により行うこととされている。「インターネットを利用する方法」としては、「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理業者自らが開設したホームページを利用する方法が想定される。一方、インターネット上に掲載されていないパンフレットや広報誌など、インターネット以外の媒体による情報公表については、基準適合とは認められない。

【参考】産廃情報ネットについて (<http://www2.sanpainen.or.jp/zyohou/index.php>)

産廃情報ネットは、産業廃棄物処理業者が本制度に基づく情報の作成・公表を無料で行うことができるウェブサイトであり、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営している。

産廃情報ネットにより情報を公表・更新している場合には、公表・更新した日付・項目を記した一覧表及び過去の時点の当該ページ部分をプリントアウトすることによって、優良認定の申請書類の1つである、「事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類」を、産業廃棄物処理業者が自ら作成できるサービスも設けられている。(履歴証明サービス)

このほか、産業廃棄物の種類や許可自治体、許可区分等を条件に、全国の産業廃棄物処理業者を検索できるため、多くの排出事業者が利用しており、産業廃棄物処理業者は、同ウェブサイトにおいて許可情報の詳細等を登録・公表することにより、排出事業者の目に触れる機会が増える。

問合せ先：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 優良化事業推進チーム

電話 03-4355-0160 (産廃情報ネット・さんぱいくん専用、平日 10:00～12:00/13:00～17:00)

メール kaiji@sanpainen.or.jp

3. 3. 3 公表事項

○ インターネットを利用する方法により公表しなければならない事項は、以下のとおりである。

＜表3. 3. 3. 1 情報公表項目の全体像＞

	公 表 事 項	更新頻度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については一年に一回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上）	○	
	処理施設に関する事項	変更の都度		
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		○
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項	変更の都度		○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

以下、個別の公表事項の詳細を説明する。なお、【記載例】はあくまで例示であり、必要事項が公表されていれば必ずしもこの様式に従う必要はない。なお、事業の透明性に係る基準については「優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について」(平成30年6月8日付け環循規発第1806081号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)に示された考え方方に沿つ

て判断されたい。

① 法人・個人に関する基礎情報

- 申請者が法人である場合には、当該法人に関する以下の事項 ((1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。) を公表しなければならない。
 - (1) 名称
 - (2) 事務所又は事業場の所在地
 - (3) 設立年月日
 - (4) 資本金又は出資金
 - (5) 代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日
 - (6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るもの）を含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容
- 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合あつては、当該変更にかかる履歴を含む。）を公表しなければならない。
- 法人の場合における、(5)中の「役員」とは、規則第2条第7号チで定義されているとおり「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」をいう。
また、「令第六条の十に規定する使用人」とは、次に掲げるものの代表者たる使用者をいう。
 - ・ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - ・ 繙続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬・処分・再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- 「事業の内容」には、上記条文に規定されているとおり、他の都道府県及び政令市で産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けて営んでいる事業に関するものや、他の許可区分（例えば、産業廃棄物収集運搬業の許可区分に関する優良認定等を受けようとする場合においては、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可区分）の事業に関するものも含まれる。
また、「名称」、「資本金又は出資金」及び「事業の内容」を変更した場合には、変更履歴を含めて公表しなければならない。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。ただし、法人の場合における「代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人の氏名及び就任年月日」については、一年に一回以上更新すれば足りる。これらの情報に変更がない場合は、例えば、当該情報に「〇〇年〇〇月〇〇日現在」と付記するなど、前回の情報公表日を起算日として一年以内に情報管理していることを明らかにすることが望まれる。

【記載例】

名称	株式会社 ○○○○
事務所・事業場の所在地	本店 ○○県○○市○○町○○丁目○一○一〇 TEL ○○一○○○○一○○○○ ○○支店 ○○県○○市○○町○○丁目○一○一〇 TEL ○○一○○○○一○○○○
設立年月日	昭和○○年○○月○○日
資本金・出資金	○○○○万円
代表者 ※	代表取締役 ○○ ○○
役員等 ※	代表取締役 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) 専務取締役 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) 常務取締役 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) 取締役 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) 取締役 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) ○○支店長 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任) (令和○○年○○月○○日現在)
従業員数	○○人
事業の内容等	昭和○○年○○月 A県○○市に有限会社○○を設立し、○○事業を開始。 昭和○○年○○月 A県において産業廃棄物処理業の許可を取得。 昭和○○年○○月 A県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得。 昭和○○年○○月 社名を株式会社○○○○に変更。 平成○○年○○月 B県に○○支店を設立。B県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得。 令和○○年○○月 本店において ISO14001 認証を取得。

(注1) ※の部分は1年に1回以上更新すれば足りる。

(注2) 従業員数については必ずしも公表する必要はない。

② 事業計画の概要

○ 事業計画の概要は、産業廃棄物処理業の許可の申請時の添付書類の一つとなっており、当該添付書類に相当する内容（具体的には、事業の全体計画、収集運搬・処分する産業廃棄物の運搬量・処分量、収集運搬・処分業務の具体的な計画、環境保全措置の概要等）の公表を求めるものである。ただし、情報の一般公表を行うことに鑑み、企業秘密に触れるような情報については適宜省略して差し支えない。

○ この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

③ 産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し

- 公表の対象となるのは、申請者が受けている全ての産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写しであり、例えば、A県において産業廃棄物収集運搬業の許可について優良認定を受ける場合であっても、当該許可に係る許可証の写しに加えて、
 - ・ A県において受けているその他の産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写し
 - ・ A県以外の都道府県において受けている産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写しも公表することが必要となる。
- 許可証の写しの掲載に当たっては、悪用防止のための表示を入れる等の措置を行うことが望ましい（【記載例】参照）。
- 産業廃棄物処理業の許可を多数受けている者に関しては、排出事業者等の関係者による情報参照の利便性に配慮し、総括表をあわせて公表することが望ましい（【記載例】参照）。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。有効年月日の切れた許可証が公表されているといったことがないよう留意すること。

【記載例】

＜総括表の記載例＞

N O	産業廃棄物収集運搬業			許可品目									頁	
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日及び有効期限	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	
①	A県	平成 XX. XX. XX 令和 YY. YY. YY	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
②	B県	平成 XX. XX. XX 令和 YY. YY. YY		●				●	●	●	●	●	3
③	c市	平成 XX. XX. XX 令和 YY. YY. YY						●	●	●	●	●	4
④	d市	平成 XX. XX. XX 令和 YY. YY. YY	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5
産業廃棄物処分業				許可品目										
⑤	B県	平成 XX. XX. XX 令和 YY. YY. YY		●				●	●	●	●	●	8
⑥	E県	平成 XX. XX. XX 令和 YY. YY. YY						●	●	●	●	●	11

<許可証の写しの記載例>

①	許可番号 第 号																			
産業廃棄物処分業許可証																				
住 所 ○○県○○市○○																				
氏 名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○																				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた者であることを証する。																				
○○ 県知事 ○ ○ ○ ○ 知事印																				
許 可 の 年 月 日	年 月 日																			
許 可 の 有 効 年 月 日	年 月 日																			
1. 事業の範囲 (1) 事業の区分 最終処分(埋立) (2) 産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に掲げるもの(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上13種類																				
																				
2. 事業の用に供するすべての施設																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">処理施設の種類</td> <td colspan="2">管理型最終処分場(政令第7条第14号ハ)</td> </tr> <tr> <td>処 理 能 力</td> <td>埋 立 地 面 積 m²</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>設 置 年 月 日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>許 可 年 月 日</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>許 可 番 号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>設 置 場 所</td> <td colspan="2">○○県○○市○○</td> </tr> </table>			処理施設の種類	管理型最終処分場(政令第7条第14号ハ)		処 理 能 力	埋 立 地 面 積 m ²	m ³	設 置 年 月 日	平成 年 月 日		許 可 年 月 日	平成 年 月 日		許 可 番 号			設 置 場 所	○○県○○市○○	
処理施設の種類	管理型最終処分場(政令第7条第14号ハ)																			
処 理 能 力	埋 立 地 面 積 m ²	m ³																		
設 置 年 月 日	平成 年 月 日																			
許 可 年 月 日	平成 年 月 日																			
許 可 番 号																				
設 置 場 所	○○県○○市○○																			
3. 許可の条件 * * * * *																				
4. 許可の更新又は変更の状況 新規許可年月日 平成 年 月 日																				

④ 運搬施設・処理施設に関する事項

○ 産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可について優良認定を受ける場合は、当該許可を受けている都道府県・政令市以外において営む事業に関するものも含め、全国において事業の用に供する産業廃棄物の運搬施設に関する以下の情報を公表する必要がある。

- ・ 運搬施設の種類及び数量
- ・ 運搬車に係る低公害車の導入の状況
- ・ 積替え保管を行う場合には、積替え保管の場所ごとの所在地、面積、積替え保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限

公表にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 「運搬施設の種類及び数量」のうち、運搬車の種類については、以下を参考とし、車両形式や規模・能力等を記載する。

<運搬車の種類の記載内容の例>

- | | |
|---------|--|
| [車両形式] | <ul style="list-style-type: none">・ ダンプ車（土砂ダンプ車、清掃ダンプ車等）・ 機械式収集車（回転板式、圧縮板式、荷箱回転式等）・ 脱着装置付きコンテナ車（ワインチ式、アーム式等）・ 平ボデー車（リフタ付き、クレーン付き等）・ タンクローリー車（重力方式、真空方式、液体ポンプ方式等）・ 吸引車（汚泥吸引車、強力吸引車、バキュームカー等） |
| [規模・能力] | 最大積載量（トン又はm ³ ）、最大積載可能寸法（m）※ |

※車検証に記載されている車両の寸法でもよい

- ・ 「運搬車に係る低公害車の導入の状況」とは、産業廃棄物の運搬車の総台数に占める低排出ガス車や低燃費車の台数の割合をいう。【記載例】を参考に、これらの事項を表形式で記載する。最低限、以下の事項が記載されれば可とする。
 - イ) 平成 17 年規制適合車とそれよりも排ガス排出量の低い自動車（【記載例】産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況の表中⑥～⑩）の保有台数及び全保有台数に占める割合
 - ロ) 平成 27 年度燃費基準達成車（【記載例】産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況の表中⑧）の保有台数及び全保有台数に占める割合なお、自らの取組をアピールする観点からも、平成 12 年基準低排出ガス車等の保有台数等や、平成 17 年度燃費基準達成車・平成 22 年度燃費基準達成車（表 2 の①～⑦）の保有台数等をあわせて記載したり、過去の導入状況との比較をあわせて記載することが望ましい。また、低公害車の導入目標を宣言し、それに向けて低公害車の導入に取り組むことが推奨される。
- ・ 「積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類」には、特別管理産業廃棄物が含まれる。し

たがって、特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあっては、積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類を記載する。

- ・ 「積替えのための保管上限」については、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の許可証に、具体的数値が記載されているので、これを転記する。

○ また、産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業の許可について優良認定を受ける場合は、当該許可を受けている都道府県・政令市以外において営む事業に関するものも含め、全国において事業の用に供する産業廃棄物の処理施設ごとに、当該施設に関する以下の情報を公表する必要がある。

- ・ 設置場所
- ・ 設置年月日
- ・ 当該施設の種類
- ・ 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
- ・ 処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量）
- ・ 処理方式
- ・ 構造及び設備の概要
- ・ 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、許可証の写し

公表にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 「施設の種類」「処理能力」「処理方式」「構造及び設備の概要」については、以下を参考として記載するものとする。

<表3.3.3④-1 処理施設に関する記載内容の例>

施設の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要
汚泥の脱水施設	・ m ³ /日 ・ 稼動時間 (h)	・ 真空脱水 ・ 加圧脱水 ・ 遠心脱水 ・ ベルトプレス脱水	・ ろ液の処理方法
汚泥の乾燥施設	・ m ³ /日 ・ 稼動時間 (h)	・ 熱風回転乾燥 ・ 溝型攪拌水蒸気乾燥機	・ 排ガスの処理方法
汚泥の天日乾燥施設	・ m ³ /日 ・ 稼動時間 (h)		・ 地表水の流入防止方法 ・ 排水の処理方法 ・ 地下浸透防止方法
汚泥の焼却施設 (PCB 汚染物及び処理物であるものを除く)	・ m ³ /日 ・ t / 日 ・ m ² (火格子面積) ・ 稼動時間 (h)	・ ロータリーキルン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ ストーカー	・ 燃焼ガス温度(800°C以上) ・ 燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 焼却灰の処分方法
廃油の油水分離施設 (海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く)	・ m ³ /日 ・ 稼動時間 (h)	・ 重力分離 ・ 遠心分離 ・ 加圧浮上分離 ・ ろ過分離 ・ 化学的分離	・ 汚泥の処分方法 ・ 廃油の流出防止堤の構造 ・ 排水の処理方法 ・ 地下浸透防止方法
廃油の焼却施設 (PCB 等及び海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く)	・ m ³ /日 ・ t / 日 ・ m ² (火格子面積) ・ 稼動時間 (h)	・ ロータリーキルン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ 噴霧燃焼炉	・ 燃焼ガス温度(800°C以上) ・ 燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 焼却灰の処分方法 ・ 廃油の流出防止堤の構造 ・ 地下浸透防止方法
廃酸・廃アルカリの中和処理	・ m ³ /日 ・ 稼動時間 (h)	・ 中和攪拌施設	・ 汚泥の処理方法 ・ 排水の処分方法 ・ 地下浸透防止方法
廃プラスチック類の破碎施設	・ t / 日 ・ 稼動時間 (h)	・ 破碎機 ・ 切断機 ・ 圧縮機	・ 粉じんの処理方法 ・ 騒音・振動防止方法
廃プラスチック類の焼却施設 (PCB 汚染物質及び PCB 処理物であるものを除く)	・ m ³ /日 ・ t / 日 ・ m ² (火格子面積) ・ 稼動時間 (h)	・ ロータリーキルン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ ストーカー	・ 燃焼ガス温度(800°C以上) ・ 燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 焼却灰の処分方法
木くず又はがれき類の破碎施設	・ m ³ /日 ・ t / 日 ・ 稼動時間 (h)	・ 破碎機 ・ 切断機 ・ 圧縮機	・ 粉じんの処理方法 ・ 騒音・振動防止方法

金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ m^3／日 ・ t／日 ・ 稼動時間 (h) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 押出成形式 ・ 振動造粒式 ・ 盆型造粒式 ・ プリケット成形式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混練機の構造 ・ 地下浸透防止方法
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ m^3／日 ・ t／日 ・ 稼動時間 (h) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立型多段炉 ・ ポータリーファーネス ・ レトルト炉 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばい焼温度(600°C以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 水銀ガスの回収方法 ・ 焼却灰の処分方法 ・ 地下浸透防止方法
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるジン化合物の分解施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ m^3／日 ・ t／日 ・ 稼動時間 (h) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温熱分解 ・ 酸化分解 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温分解室出口炉温(900°C以上) ・ 汚泥の処分方法 ・ 地下浸透防止方法
廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ m^3／日 ・ t／日 ・ 稼動時間 (h) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴霧燃焼炉 ・ ポータリーキルン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼ガス温度(1100°C以上) ・ 燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ・ 焼却灰の処分方法 ・ 廃 PCB 流出防止堤の構造 ・ 地下浸透防止方法
廃 PCB 等 (PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む) 又は PCB 処理物の分解施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ m^3／日 ・ t／日 ・ 稼動時間 (h) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱塩素化分解 ・ 水熱酸化分解 ・ 還元熱化学分解 ・ 光分解 ・ プラズマ分解 ・ 機械化学分解 ・ 溶融分解 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃 PCB 流出防止堤の構造 ・ PCB 性状分析設備の仕様 ・ 地下浸透防止方法 ・ 排ガス処理方法 ・ 分解後の残さの処分方法
PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ m^3／日 ・ t／日 ・ 稼動時間 (h) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗浄 ・ 分離 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃 PCB 流出防止堤の構造 ・ PCB 性状分析設備の仕様 ・ 洗浄・分離後の残さの処分方法
廃棄物処理法施行令7条第3号、第5号、第8号及び第12号以外の焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ m^3／日 ・ t／日 ・ m^2 (火格子面積) ・ 稼動時間 (h) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポータリーキルン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ ストーカー炉 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼ガス温度(800°C以上) ・ 燃焼ガス滞留時間(2秒以上) ・ 焼却灰の処分方法
遮断型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・ m^2 (面積) ・ m^3 (埋立容量) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水の流入防止方法 ・ 外周及び内部仕切設備 ・ 一区画の規模
安定型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・ m^2 (面積) ・ m^3 (埋立容量) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サンドイッチ工法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸透水採取設備の構造 ・ 飛散、流出防止の方法 ・ 防災設備の構造 ・ 雨水排水設備

管理型最終処分場	・ m ² (面積) ・ m ³ (埋立容量)	・嫌気性埋立 ・準好気性埋立 ・好気性埋立	・浸出液の処理方法 ・飛散、流出防止の方法 ・防災設備の構造
----------	--	-----------------------------	--------------------------------------

備 考

1. この表は、設置許可が必要とされる産業廃棄物処理施設の種類についての記載であるが、動植物性残さのメタン発酵・堆肥化施設、廃プラスチック類の油化施設、木くずの炭化施設、建設汚泥の高度安定化施設等、設置許可を必要としない施設についても、この表に準じて記載する。
2. 処理能力については、表示単位は1日当りの処理量（例えば、m³/日、又はt/日）を記載し、1日の運転時間（稼働時間）を付記する。焼却施設にあっては、火格子（火炉）面積 [m²] を記載する。
3. 処理方式については、プラントメーカーが一般的に用いているものを記載例として示したもの。上表に該当するものが無い場合は、プラントメーカーの呼称等の適切な呼称を記載する。
4. 構造及び設備の概要については、焼却施設の温度・滞留時間については具体的な数値を、排ガス・焼却灰等の処理方法については処理を行う設備の名称を記載する。

- ・ 「施設において処理する産業廃棄物の種類」は、特別管理産業廃棄物の種類を含むものであり、特別管理産業廃棄物の処理施設にあっては、施設において処理する特別管理産業廃棄物の種類を公表すること。
- ・ また、平成3年改正法等により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたものとみなされた施設であって、許可を受けたものとみなされた日以降、廃棄物処理法第15条の2の6第1項の変更の許可を受けていない施設については、許可証が発行されていないことから、同項の許可を受けるまでの間は「許可証の写し」を公表する必要はないこと。
なお、「平成3年改正法等により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたものとみなされた施設」とは、具体的には、以下の産業廃棄物処理施設であって、廃棄物処理法施行令第7条各号に掲げる施設に該当するものをいう。

〈みなし許可施設一覧〉

- ・ 平成3年改正法（平成3年法律第95号）の施行の際現に設置されていた産業廃棄物処理施設
- ・ 平成9年改正令（平成9年政令第269号）の施行の際現に設置されていた産業廃棄物の焼却施設
- ・ 平成9年改正令（平成9年政令第353号）の施行の際現に法第8条第1項の許可を受けていた新築木くず等処理施設
- ・ 平成12年改正令（平成12年政令第493号）の施行の際現に設置されていた令第2条第2号に掲げる産業廃棄物又はがれき類の破碎施設
- ・ 平成13年改正令（平成13年政令第331号）の施行の際現に法第8条第1項の許可を受けていた動物系固形不要物処理施設
- ・ 平成18年改正令（平成18年政令第250号）の施行の際現に設置されていた廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
- ・ 平成19年改正令（平成19年政令第283号）の施行の際現に法第8条第1項の許可を受けていた物品賃貸業に係る木くず等処理施設
- ・ 平成27年改正令（平成27年政令第376号）の施行の際現に設置されていた廃水銀等の硫化施設

- 情報の公表は、その設置に許可が必要とされる産業廃棄物処理施設に限られず、許可対象となっていない小規模施設も含め、事業の用に供するすべての産業廃棄物の処理施設について行う必要がある。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。ただし、「運搬施設の種類及び数量」「運搬車に係る低公害車の導入の状況」については、一年に一回以上更新すれば足りる。これらの情報に変更がない場合は、例えば、当該情報に「〇〇年〇〇月〇〇日現在」と付記するなど、前回の情報公表日を起算日として一年以内に情報管理していることを明らかにすることが望まれる。

【記載例】

<運搬車>

(令和2年4月1日現在)

	車両形式	積載量	積載可能寸法 全長×幅×高さ (mm)	保有台数
1	4tダンプ車(土砂ダンプ車)	4,000kg	5,790×2,200×2,500	4台
2	4tコンテナ車(ワインチ式)	3,850kg	6,220×2,200×2,500	3台
3	2tコンテナ車(アーム式)	2,000kg	4,400×1,690×1,990	2台
4	・・・・	・・・	・・・・	・・

<積替保管施設>

	所在地	面積	積替え保管を行う 産業廃棄物の種類	積替えのための 保管上限	備考(設備の概要等)
1	A県b市 XX-XX-X	1,000 m ²	建設系廃棄物(木くず、廃プラスチック類等)	350t (1日排出量50tの7倍以内)	スケール×1基、積替重機×2台、クレーン×1基、洗車設備 塀(高さ1.8m)の設置による周辺への廃棄物の飛散防止
2	C県d市 YY-YY-Y	500 m ²	廃プラスチック類	200t	
	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

<産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低公害車の導入の状況>

1. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況（令和2年4月1日現在）

運搬車の排ガスレベル	台数（割合） H2.4.1時点	【参考】台数（割合） H31.4.1時点
全保有台数	68 (100.0%)	50 (100.0%)
①平成12年基準低排出ガス車 良☆	2 (2.9%)	2 (4.0%)
②平成12年基準低排出ガス車 優☆☆	4 (5.9%)	4 (8.0%)
③平成12年基準低排出ガス車 超☆☆☆	0 (0.0%)	0 (0.0%)
④平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆	12 (17.6%)	12 (24.0%)
⑤平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆☆	6 (8.8%)	6 (12.0%)
⑥平成17年規制適合車	24 (35.3%)	10 (20.0%)
⑦平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆	4 (5.9%)	0 (0.0%)
⑧平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆☆	0 (0.0%)	0 (0.0%)
⑨平成17年基準低排出ガス重量車 ☆	12 (17.6%)	5 (10.0%)
⑩平成17年基準低排出ガス重量車 ★	4 (5.9%)	1 (2.0%)
【低排出ガス車の導入目標】		
令和4年3月末までに、平成17年基準低排出ガス重量車（上記⑨+⑩）の占める割合を全保有台数の30%以上とする。		

2. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況（令和2年4月1日現在）

運搬車の燃費低減レベル	台数（割合） H2.4.1時点	【参考】台数（割合） H31.4.1時点
全保有台数	68 (100.0%)	50 (100.0%)
平成17年度燃費基準達成車	①—	0 (0.0%)
	②10%低減レベル	0 (0.0%)
平成22年度燃費基準達成車	③—	0 (0.0%)
	④5%低減レベル	0 (0.0%)
	⑤10%低減レベル	0 (0.0%)
	⑥15%低減レベル	0 (0.0%)
	⑦25%低減レベル	3 (4.4%)
	⑧—	4 (5.9%)
平成27年度燃費基準達成車		2 (4.0%)
【低燃費車の導入目標】		
令和4年3月末までに、平成27年度燃費基準達成車（上記⑧）の占める割合を全保有台数の15%以上とする。		

【参考】運搬車の排ガスレベルの見方

自動車検査証の「型式」欄に記載されている記号のうち、－（ハイフン）より前の記号（識別記号）を確認する。

識別番号の桁数	排ガスレベル
1桁（例 U-●●・・・）	平成4年以前の規制適合車（低排出ガス車認定なし）
2桁（例 GA-●●・・・）	平成5年～平成16年の規制適合車（低排出ガス車認定なし）
EA、EB、EC、ED、EE	電気自動車
DC、DF、DJ、DM、DQ、DT、DW、PG、PH、PQ、PR、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UJ、UK、UL、UM、UN、UP、UQ、UR、US、VG、VH、VQ、VR、WC、WF、WJ、WM、WQ、WT、WW、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZJ、ZK、ZL、ZM	平成12年基準適合／排出ガス75%低減車 ☆☆☆
DB、DE、DH、DL、DP、DS、DV、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LJ、LK、LL、LM、LN、LP、LQ、LR、LS、PE、PF、PN、PP、VE、VF、VN、VP、WB、WE、WH、WL、WP、WS、WV、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YJ、YK、YL、YM、	平成12年基準適合／排出ガス50%低減車 ☆☆
DA、DD、DG、DK、DN、DR、DU、PC、PD、PL、PM、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TJ、TK、TL、TM、TN、TP、TQ、TR、TS、VC、VD、VL、VM、WA、WD、WG、WK、WN、WR、WU、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XJ、XK、XL、XM、	平成12年基準適合／排出ガス25%低減車 ☆
PB、PK、VB、VK	平成12年基準適合／排出ガスPM85%低減ディーゼル車☆☆☆☆
PA、PJ、VA、VJ	平成12年基準適合／排出ガスPM75%低減ディーゼル車☆☆☆
3桁（例 B●●-●●・・・）	（次の表で判別する）
Z●●	電気自動車又は燃料電池自動車
7●●	平成30年規制適合車（PHP車）*1
6●●	平成30年規制適合車／排出ガス75%低減車☆☆☆ ☆☆*2
5●●	平成30年規制適合車／排出ガス50%低減車☆☆☆ ☆*2
4●●	平成30年規制適合車／排出ガス25%低減車☆☆☆ *2
3●●	平成30年規制適合車（PHP車を除く）*2
2●●	平成28年規制適合車*3
Y●●	平成26年規制適合車*4
X●●	平成25年規制適合車*5
W●●	平成24年規制適合車*5
U●●	平成23年規制適合車*5
T●●	平成22年規制適合／排出ガス10%低減車☆*6
S●●	平成22年規制適合車*6
R●●	平成21年基準適合／排出ガス75%低減車☆☆☆☆ *7
M●●	平成21年基準適合／排出ガス50%低減車☆☆☆*7
Q●●	平成21年基準適合／排出ガス10%低減車☆*7
L●●	平成21年規制適合車（PHP車を除く）*7

F ●●	平成 21 年規制適合車 (PHP 車) *1
K ●●	平成 20 年規制適合車 *8
H ●●	平成 19 年基準適合／排出ガス 75% 低減車☆☆☆☆ *9
G ●●	平成 19 年基準適合／排出ガス 50% 低減車☆☆☆ *9
E ●●	平成 19 年規制適合車 *10
J ●●	平成 18 年規制適合車 *11
D ●●	平成 17 年基準適合／排出ガス 75% 低減車☆☆☆☆ *13
C ●●	平成 17 年基準適合／排出ガス 50% 低減車☆☆☆ *13
A ●●	平成 17 年規制適合車 *14
B ●●	平成 17 年基準適合／NOx・PM10% 低減重量車★ *12
N ●●	平成 17 年基準適合／NOx10% 低減重量車☆ *12
P ●●	平成 17 年基準適合／PM10% 低減重量車☆ *12

※ 表中の●は、任意のアルファベット

*1 PHP 車

*2 乗用車、軽量車、中量車及び軽貨物車

*3 ディーゼル重量車及び二輪車

*4 ディーゼル特殊自動車

*5 特殊自動車

*6 ディーゼル車（中量車の一部（1.7～2.5t）及び重量車の一部（3.5～12t））

*7 NOx 触媒付直噴ガソリン車及びディーゼル車（乗用車、軽量車、中量車の一部（2.5～3.5t）及び重量車の一部（12t ～））

*8 特殊自動車

*9 軽貨物車

*10 二輪車、特殊自動車及び軽貨物車

*11 二輪車及び特殊自動車

*12 重量車

*13 乗用車、軽量車、軽量車及び中量車

*14 乗用車、軽量車、中量車及び重量車

※ 本改訂版以後に新たな排出ガス規制が行われた場合、最新の自動車排出ガス規制の識別記号が下記 URL で確認できる。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000001.html

＜産業廃棄物の処理施設＞

	設置場所	設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要	許可証
①	A 県 b 市 XX-XX-X	平成 X 年 X 月 X 日	破碎施設	がれき類	40 t / 日 (稼働時間 8 h / 日 (9 時～17 時))	破碎機（横 型回転式ハ ンマークラ ッシャ）	・供給設備（最大供給寸法 ○cm 角 × ○cm 長） ・破碎設備（主電動機○ kW） ・分級設備（ふるいサイズ 可変）	P 1
②	C 県 d 市 YY-YY-Y	平成 Y 年 Y 月 Y 日	管理型 最終処分場	下水汚泥、 燃え殻	埋立容量 10 万 m ³	準好気性埋 立	・浸出液処理設備（調整 池、活性汚泥処理、凝集沈	P 3

							般、消毒等) ・周囲に緑地帯の設置	
(③)	…	…	…	…	…	…	…	…

(注1) 許可証と本項目の記載内容に齟齬がないよう注意すること。

<産業廃棄物処理施設の設置の許可証の写し>

(1)	産業廃棄物処理施設 設置 許可証 変更		年　月　日
住 所 ○○県○○市○○ 氏 名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○			
第15条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の6第1項 の規定により、設置の許可を受けた 産業廃棄物処理施設であることを証する。			
○○県知事 ○○○○ 知事印			
許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	• 産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん ※これらのもののうち石綿含有産業廃棄物を除く。 ※これらのもののうち特別産業廃棄物を除く。 • 特別管理産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、感染性産業廃棄物		
設置場所	○○県○○市○○		
処理能力	汚泥 t / 日 (24時間) 廃油 t / 日 (24時間) 廃プラスチック類 t / 日 (24時間) 産業廃棄物 t / 日 (24時間)		
許可の条件			
規則第11条第2項の			

NO COPY
再複写無効

⑤ 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図

○ 「産業廃棄物」には、特別管理産業廃棄物が含まれ、特別管理産業廃棄物の処理を行っている事業場については、当該特別管理産業廃棄物の処理工程図を作成する必要がある。

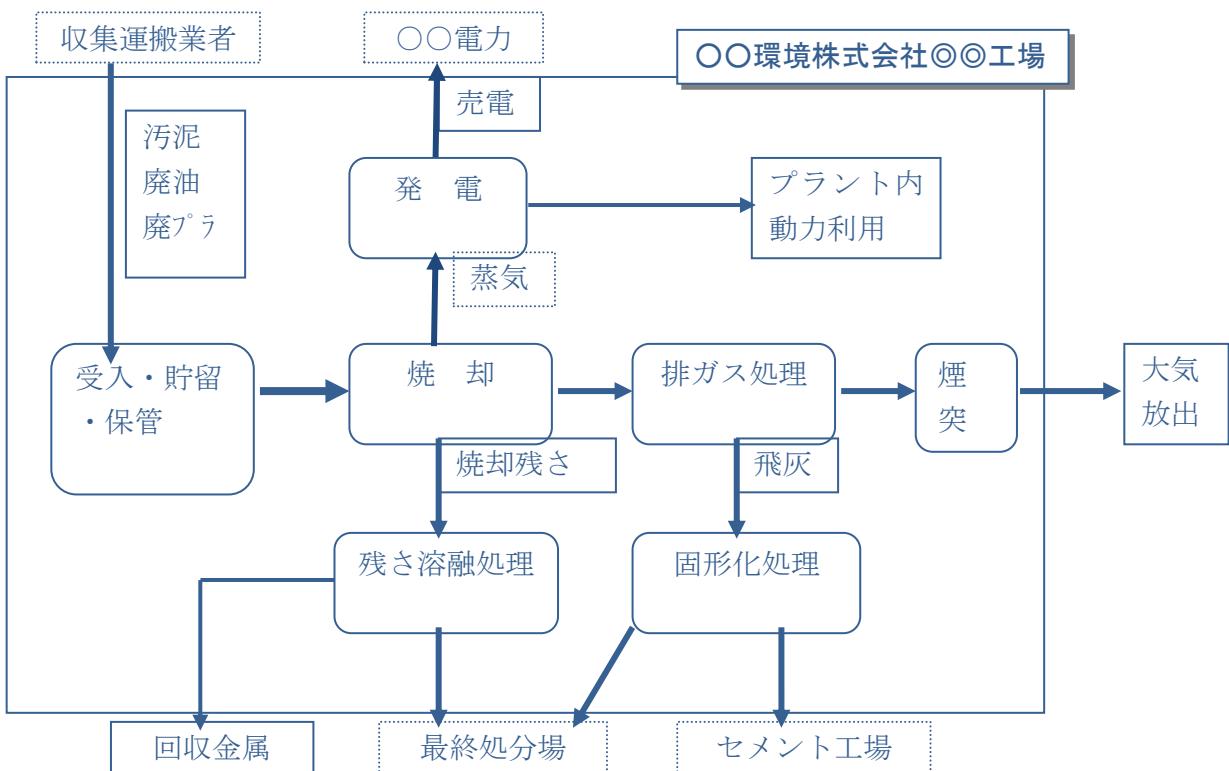
また、処理工程図は、産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとに作成する必要がある。処理工程図では、産業廃棄物の種類に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、溶融、洗浄、コンクリート固型化その他の単位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程をひとつのブロックとしたブロック図等で表す。単位処理工程の名称は、可能な限り、メーカ固有の呼称ではなく、一般的なものを用いる。

さらに、処理工程図には、廃棄物の受入れから処理完了までの工程、排ガス・排水・残渣物を処理し事業場外へ排出する工程等を全て記載する。例えば、焼却処理を行う事業場の場合には、焼却灰等の処理工程を含み、廃油、廃液、汚泥等の処理施設の場合には、処理過程で生じる汚泥等の処理工程を含む。

なお、企業秘密に該当するような、単位処理工程ごとの詳細な技術内容については掲載する必要はない。

○ この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】 (汚泥、廃油及び廃プラスチック類の大型焼却施設についての記載例)



⑥ 産業廃棄物の一連の処理の行程

- 情報公表日の属する月の前々月までの一年間（以下「直前一年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの、次に掲げる事項を含む一連の処理の行程を公表しなければならない。
 - (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量
 - (2) 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量
 - (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量
 - (4) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法
 - (5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法
- 公表の対象となるのは、情報をインターネットを利用する方法により公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの1年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）についての情報である。例えば、平成31年1月15日に情報を公表する場合、平成29年12月から平成30年11月までの間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の情報が公表の対象となる。
- 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程については、マテリアルフロー図の形式で公表する必要がある。その際、以下の(1)～(6)に留意する。
 - (1) 個々の事業場内における処理工程は、「⑤ 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図」において記載しているため、この項目で再度記載する必要はない。
 - (2) 排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の量については、産業廃棄物の種類ごとにその重量を記載すること。この際、産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法第2条及び廃棄物処理法施行令第2条に掲げる産業廃棄物の種類に必ずしも合わせる必要はなく、これらの種類のいずれに当たるかが客観的に明らかであれば、産業廃棄物の具体的な名称や、自社管理用の名称でも差し支えない。
 - (3) 処分量については、破碎、選別、焼却等の処分方法ごとに記載し、焼却等により減量した量等についても区別して記載する。
 - (4) 産業廃棄物の保管量については、申請者である産業廃棄物処理業者の処理施設における処理前・処理後を問わず、産業廃棄物に該当する物についての保管量を公表する必要がある。この際、処理前の産業廃棄物の保管量と処理後の産業廃棄物の保管量を区別して記載することが望ましい。また、焼却処理や脱水処理による減量化など、処理の過程において産業廃棄物の重量が変化することなども考えられることから、必ずしも、「受入量＝保管量+持出量」が成立している必要はない。
 - (5) 処分後の産業廃棄物の持出量については、持出先ごとに区別して記載する。また、当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法（「焼却処理」、「安定型最終処分場へ埋立て」、「路盤材として再生」など）を記載する。一方、当該持出先である産業廃棄物処分業者や処理施設の個別名称の公表については、任意とするが、当該持出先に優良認定業者が含まれる場合は、該当する旨を明記する。

れる場合には、当該優良認定業者については積極的に公表することが望ましい。

産業廃棄物を再生することにより得た物の持出量については、持出先ごとに区別して記載する。また、当該持出先における当該物の利用方法（「発電用燃料として利用」、「製鋼原料として利用」など）を記載する。一方、当該持出先である取引企業や施設の個別名称の公表については、任意とするが、当該持出先に優良認定業者が含まれる場合には、当該優良認定業者については積極的に公表することが望ましい。また、例えば、産業廃棄物を原料としてセメントを製造する事業者のように、再生により得た物を一度集積基地（セメントのサービスステーション等）に集積したのち、個々の持出先へ持ち出す場合、公表の対象期間において得られた再生物の総量や、個々の集積基地への出荷量、個々の販売先への販売量等の情報により、合理的に推計される量を持出量とすることで差し支えない。ただしこの場合、持出量が推計値である旨及びその推計の方法についてあわせて公表することが必要である。

処分後の産業廃棄物の持出量、産業廃棄物を再生することにより得た物の持出量については、これらの持出量を合計した全持出量の5%未満の持出量である持出先であって、持出量の上位5者に該当しないものについては、「その他持出先への持出量」などとして、一括して公表して差し支えない。

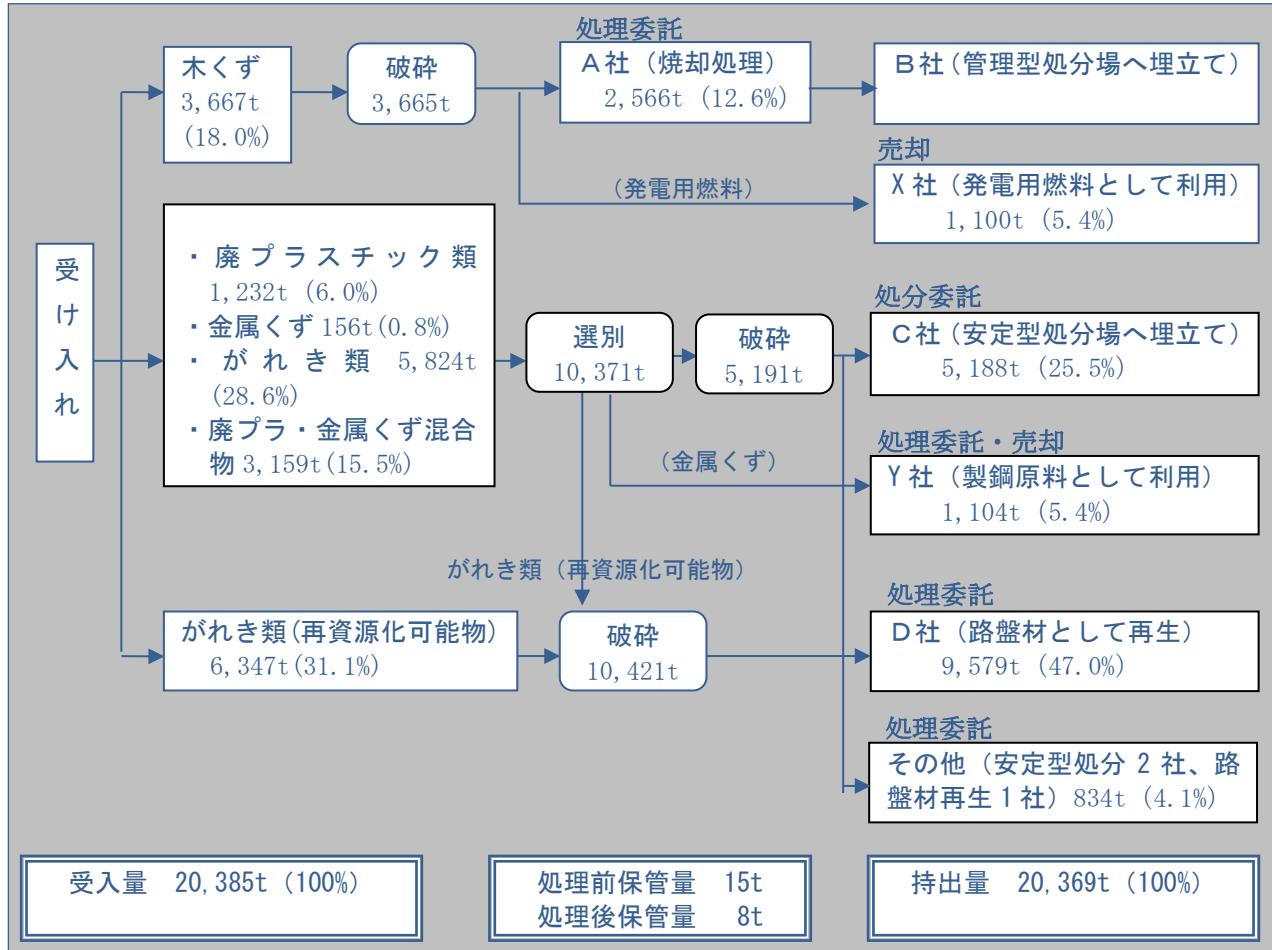
金属くずのように、市況の変化等によって有価で売却する場合と、費用を負担して処理を委託する場合が頻繁に変わる物（産業廃棄物と有価物の両方に該当しうる物）について、同一の持出先に持出しを行っている場合、「処理委託・売却」などとして、処分後の産業廃棄物の当該持出先への持出量と、産業廃棄物を再生することにより得た物の当該持出先への持出量を、一括して公表して差し支えない。

(6) 産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を記載する必要があるので、申請者の処理施設における処分後の産業廃棄物の持出先において当該持出後の産業廃棄物が処分された後に、さらに残った産業廃棄物が別の場所へ持ち出される場合、当該産業廃棄物の最終処分が終了するまでの持出先についても記載する必要がある。この場合、持出量については、申請者である産業廃棄物処分業者の処理施設における処分後の産業廃棄物の持出先への持出量を記載すれば足り、当該持出先からさらに別の場所への持出量については、必ずしも記載する必要はないこと。なお、「最終処分」とは、「埋立処分」「海洋投入処分」又は「再生」をいう（廃棄物処理法第12条第5項参照）。

- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

産業廃棄物の一連の処理の行程（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）



⑦ 産業廃棄物の受入量、運搬・処分量等

- 公表の対象となるのは、情報をインターネットを利用する方法により公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）についての情報である。例えば、平成31年1月15日に情報を公表する場合、平成27年12月～平成30年11月の間の情報が公表の対象となる。
- 廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理業者が保存することとされている帳簿の記載事項のうち、産業廃棄物の受入量、運搬・処分量、処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量について、産業廃棄物の種類ごとに、会社全体として集計し、これを掲載することとなる。なお、産業廃棄物処分業者においては、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、これらを分けて集計し掲載する必要がある。
- 産業廃棄物収集運搬業者に関する公表事項のうち、「受入量」とは、排出事業者から実際に引渡しを受けた産業廃棄物の量、「運搬量」とは、運搬先へ運搬した量をいう。
「運搬方法」については、運搬車、運搬船、鉄道等に分類する。積替保管施設等で有価物の分別・販売を行った場合等に、受入量と運搬量の間に差が生ずることは差し支えない。
- 産業廃棄物処分業者に係る公表事項のうち、「受入量」は、上記と同様、排出事業者から実際に引渡しを受けた産業廃棄物の量をいう。
「処分後の産業廃棄物の持出先及び処分方法ごとの処分量」については、まず、「持出先」について「自社処分」と「処分委託」に区分した上で、さらに「処分方法」について、焼却、管理型埋立処分、安定型埋立処分等に区分し、それぞれの区分ごとの処分量を記載することとする。ここで、「持出先」については、個別の持出先ごとに分類する必要はない。
- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

○ 産業廃棄物収集運搬業者

産業廃棄物の受入量・運搬量（平成 27 年 12 月～平成 30 年 11 月）														
産業 廃棄物 種類	運搬方法		処理実績（年／月）											30/11
			27/12	21/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
木くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運 搬 量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
廃プラスチック 類	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運 搬 量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
紙くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運 搬 量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
がれき類	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運 搬 量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
繊維くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運 搬 量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
金属くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運 搬 量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		船舶	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
建設 混合 廃棄物 ＊	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運 搬 量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

*は、木くず、廃プラスチック類、紙くずの混合廃棄物。

○ 産業廃棄物処分業者

産業廃棄物の受入量・処分量（平成 27 年 12 月～平成 30 年 11 月）

産業 廃棄物 種類	処分方法 受入実績	処理実績（年／月）										
		27/12	28/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
廃プラスチック 類	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		圧縮梱包	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
木くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
紙くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
繊維くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
建設 混 合 廃棄物 ＊	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	処分量	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

(注 1) *は、木くず、廃プラスチック類、紙くずの混合廃棄物。

(注 2) 建設混合廃棄物は、選別の後、産業廃棄物の種類ごとに処分する。したがって、建設混合廃棄物の処分実績は、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くずの処理実績に含まれる。

(注 3) 連続する複数の処分方法ごとに処分量を集計しているため、処分方法ごとの処分量を合計したものと処分量計が一致しない。

処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量

(平成 27 年 12 月～平成 30 年 11 月)

廃棄物種類	持出先	処分方法	処理実績(年／月)										30/11
			27/12	28/1	2	3	4	5	6	7	8	9	
廃プラスチック類	自社	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		安定型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	委託	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		安定型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
木くず	委託	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		壳却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
繊維くず	委託	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
金属くず	自社	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	委託	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
燃え殻	委託	合計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	合計		t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t
	合計		t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t
混合廃棄物※	委託	合計	t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t
		安定型埋立	t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t
	合計		t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t

※は、廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くずの混合廃棄物。

⑧ 産業廃棄物処理施設の維持管理状況

- この項目は、申請者が事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報を公表するものであり、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、情報を公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間における産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報である。例えば、平成31年1月15日に情報を公表する場合、平成27年12月～平成30年11月の間の情報が公表の対象となる。
- 公表の対象となる施設は、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可が必要とされる下表の施設であり、公表すべき事項は、産業廃棄物処理施設の種類ごとに、同表に掲げる事項である。

公表すべき事項は、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者が、法第15条の2の3第2項の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならないこととされている当該施設の維持管理の状況に関する情報のうち、「処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量」、「焼却施設等における燃焼ガス温度や一酸化炭素濃度の連続測定記録」等を除いたものとなっている。

＜表 3. 3. 3⑧ 対象施設及び公表事項＞

	対象施設	公表事項の概要	施行規則 該当箇所 第12条の1の2
①	焼却施設 (②、③ を除く。)	・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第1号ハ 第1号ニ
②	ガス化 改質方式の 焼却施設	・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第2号ハ 第2号ニ
③	電気炉等を 用いた 焼却施設	・排ガス処理設備等にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第3号ハ 第3号ニ
④	廃水銀等の 硫化施設	・処分した廃水銀等の各月ごとの数量	第3号の2
⑤	廃石綿等 溶融施設	・排気口・排気筒から排出される排ガス及び集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度の測定記録 ・溶融処理生成物の基準適合確認のための試験記録 ・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・集じん器にたい積した粉じんの除去記録	第4号ハ 第4号ニ 第4号ホ 第4号ヘ
⑥	P C B 処理施設	・放流水中のP C B含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度の測定記録 ・P C B分離回収後に生ずる回収液の量の測定記録	第5号ハ

		<ul style="list-style-type: none"> ・排出した回収液の量及び当該回収液中のP C B含有量の測定記録 ・除去設備内にたい積した粒子状の物質等の除去記録 ・生成ガス中の粒子状の物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度の測定記録 	第5号ニ 第5号ホ
⑦	遮断型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質検査記録 ・地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・残余容量の測定結果 ・仕切設備の点検記録 ・覆いの点検記録 	第6号ロ 第6号ハ 第6号ニ 第6号ホ 第6号ヘ
⑧	安定型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等の点検記録 ・残余容量の測定結果 ・展開検査記録 ・地下水又は浸透水の水質検査記録 ・地下水又は浸透水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 	第7号ロ 第7号ハ 第7号ニ 第7号ホ 第7号ヘ
⑨	管理型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等の点検記録 ・遮水工の点検記録 ・地下水等又は放流水の水質検査記録 ・地下水等の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・調整池の点検記録 ・浸出液処理設備の点検記録 ・防凍のための措置の点検記録 ・残余容量の測定結果 	第8号ロ 第8号ハ 第8号ニ 第8号ホ 第8号ヘ 第8号ト 第8号チ 第8号リ

- 管理型最終処分場に関する「防凍のための措置の点検記録」については、凍結による損壊のおそれのある部分についての措置が求められているため、そのような部分が無い場合には、「凍結による損壊のおそれのある部分は無い」旨を公表されたい。

- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

産業廃棄物処理施設の維持管理状況（平成 27 年 12 月～平成 30 年 11 月）

○ 焼却施設

(1) 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

	ばいじんを除去した日
1	平成 28 年 8 月 20 日
2	平成 28 年 10 月 8 日
3	平成 29 年 2 月 15 日
4	・・・・

(2) 排ガスの測定結果

採取位置 ^{※1}	採取年月日 ^{※2}	結果が得られた日	測定結果 ^{※3}				
			ダイオキシン類 ng-TEQ/Nm ³	硫黄酸化物 Nm ³ /h	ばいじん g/Nm ³	塩化水素 mg/Nm ³	窒素酸化物 ppm
煙突中間部	H27 年 12 月 7 日	H28 年 1 月 26 日	0.021				
	H27 年 12 月 7 日	H28 年 1 月 16 日		0.0015	0.0014	0.88 未満	26
	H28 年 5 月 17 日	H28 年 6 月 26 日	0.043				
	H28 年 5 月 17 日	H28 年 5 月 30 日		0.00085 未満	0.0035	0.92	16
	H28 年 10 月 25 日	H28 年 11 月 29 日	0.0061				
	H28 年 10 月 25 日	H28 年 11 月 2 日		0.00092	0.00072	0.90 未満	15
	H29 年 5 月 21 日	H29 年 7 月 2 日	0.0026				
	H29 年 5 月 21 日	H29 年 6 月 9 日		0.0049	0.002	0.93 未満	14
	H29 年 11 月 7 日	H30 年 1 月 6 日	0.0026				
	H29 年 11 月 7 日	H29 年 11 月 19 日		0.0013	0.001	6.4	11
	H30 年 5 月 21 日	H30 年 6 月 17 日	0.01				

※1 採取場所は焼却施設のフロー図に示す。

※2 測定頻度は、ダイオキシン類については 1 年に 1 回以上、その他については 6 カ月に 1 回以上。

※3 計量証明書を添付しても差し支えない。

○ 安定型最終処分場

(1) 施設の点検

点検日	規定項目	点検結果		
		擁壁	えん堤	その他()
H29年10月19日	異状の有無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容※1			
H29年11月11日	異状の有無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容※1			
年 月 日	異状の有無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

※1 異常が認められた場合のみ記入する。

(2) 残余容量の測定結果(年1回以上測定)

	測定年月日	測定結果
1	年 月 日	m ³
2	年 月 日	m ³
3	年 月 日	m ³

(3) 展開検査の実施状況

各月ごとの実施回数	(年 月)回	(年 月)回	(年 月)回	(年 月)回
	(年 月)回	(年 月)回	(年 月)回	(年 月)回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

(4) 地下水又は浸透水の水質検査項目の記録

項目	採取場所 ※1	採取年月日	結果が得られた日	検査結果、講じた措置		
				検査結果	異常の有無	水質悪化が認められた場合に講じた措置の内容・年月日
地下水	別紙1の通り	H27年12月7日	H28年1月26日		無	
		H28年12月7日	H29年1月16日		無	
		年 月 日	年 月 日		有・無	

浸透水	別紙1の通り	H28年4月15日	H28年5月13日		無	
		H28年12月20日	H29年2月10日		無	
		年　月　日	年　月　日		有・無	

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

(5) 浸透水のBOD又はCOD検査の記録(月1回以上測定)

項目	採取場所 ※1	採取年月日	結果が得られた日	検査結果・講じた措置			
				BOD ^{※2} mg/L (基準値 20 mg/L 以下)	COD ^{※2} mg/L (基準値 40 mg/L 以下)	異常有無	異常が認められた場合に講じた措置の内容・年月日
浸透水	別紙4の通り	H28年4月15日	H28年5月13日	8 mg/L	- mg/L	無	
		H28年12月20日	H29年2月10日	12 mg/L	- mg/L	無	
		年　月　日	年　月　日	mg/L	mg/L		

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

※2 いずれかを記載すること。

○ 管理型最終処分場

(1) 施設の点検

点検日	規定項目	点検箇所					
		擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍のための措置 ^{※2}	
H29年 10月19 日	異状の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}						
H29年 11月11 日	異状の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}						
年 月 日	異状の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}						

※1 異常が認められた場合のみ記入する。

※2 凍結による損壊のおそれのある部分がある場合に限る。

(2) 地下水等の水質検査の記録

●地下水等検査項目（年1回以上測定）

採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	検査結果、講じた措置		
			検査結果	異常 有無	水質悪化が認められた場 合に講じた措置の内容・ 年月日
別紙1の 通り	H27年12月7日	H28年1月26日	別紙2	無	
	H28年12月7日	H29年1月16日	別紙3	無	
	年 月 日	年 月 日			

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

●電気伝導率、塩化物イオン濃度（月1回以上測定）

地下水等 採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	検査結果、講じた措置			
			電気伝導率 (mS/m)	塩化物 イオン濃度	異常 有無	異常が認められた場合に 講じた措置の内容・年月 日
別紙4の 通り	H28年4月15日	H28年5月13日			無	
	H28年5月10日	H28年6月1日			無	
	年 月 日	年 月 日				

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

(3) 放流水の水質検査の記録

●排水基準等に係る項目（年1回以上測定）

採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	検査結果、講じた措置		
			検査結果	異常 有無	水質悪化が認められた場 合に講じた措置の内容・ 年月日
別紙4 の通り	H28年4月15日	H28年5月13日	別紙5	(任意記述)	(任意記述)
	H28年12月20日	H29年2月10日	別紙6	(任意記述)	(任意記述)
	年 月 日	年 月 日			

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

●放流水のその他の項目（月1回以上測定）

放流水 採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	測定結果				
			水素イオン 濃度 pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	窒素 含有量 (mg/L)
別紙4 の通り	H28年4月15日	H28年5月13日					
	H28年5月10日	H28年6月1日					
	年 月 日	年 月 日					

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

（4）残余容量の測定結果（年1回以上測定）

	測定年月日	測定結果
1	年 月 日	m ³
2	年 月 日	m ³
3	年 月 日	m ³

⑨ 焼却施設における熱回収実績

- 公表の対象となるのは、情報を公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量である。期間については、例えば、平成31年2月15日に情報を公表する場合、平成28年1月～平成30年12月の間の情報が公表の対象となる。
- 公表の対象となる施設は、産業廃棄物の焼却施設であり、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可が必要とされる焼却施設以外の焼却施設を含むものである。熱回収の実績は、対象となる焼却施設ごとに集計し、公表する必要がある。
- 「熱回収により得られた熱量」とは、発電以外の用途に利用された熱量であり、具体的には、表3.3.3⑨に掲げる用途に利用した熱量とする。なお、「熱回収により得られた熱量」には、熱回収を行っている焼却施設から熱の供給を受けた周辺施設における熱利用量と、当該焼却施設内における熱利用量の両方が含まれる。
- 「当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量」とは、熱回収により得られた熱を利用して発電した電気の量であり、熱回収を行っている焼却施設以外への電

力供給量と、当該焼却施設内の自家消費電力量の両方が含まれる。

- これらの熱量及び電気の量については、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」(平成23年2月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に掲載された方法を参考として計測することとし、これ以外の方法により計測する場合については、当該計測方法及びそれを採用している理由等をあわせて明示することが望ましい。
- 「当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量」とは、焼却施設において熱回収を行っている間に焼却処理された産業廃棄物の量であり、体積又は重量により表示するものとする。
- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

＜表3.3.3⑨ 発電以外の熱利用量に含まれる用途＞

用 途	熱利用の形態	
タービン補機駆動	タービン補機駆動は、蒸気エネルギーを利用してタービン駆動の誘引通風機やボイラー給水ポンプを稼働させることにより、駆動用電力量の削減を図るものである。	
循環利用	燃焼用空気予熱器	燃焼用空気予熱器は、蒸気熱を利用して燃焼用1次及び2次空気の温度を上昇させることにより、助燃剤の使用量の削減を図るものである。
	ストーブロワ	ストーブロワは、ボイラー過熱器、節炭器（エコノマイザー）のガス側伝熱面に付着する飛灰を蒸気又は圧縮空気で吹き飛ばして除去することにより、ボイラーの効率の維持を図るものである。
	ボイラー給水加熱器	ボイラー給水加熱器は、蒸気タービンの抽気蒸気等を利用しボイラー給水を加温することにより、ボイラーの熱回収率の向上を図るものである。
	脱気器	脱気器は、給水中の酸素や炭酸ガス等の非凝縮性ガスを除去することにより、ボイラーの効率の維持を図るものである。
	エゼクタコンデンサ	エゼクタコンデンサは、余剰高圧蒸気を用い、エゼクタ効果を利用してタービン排気蒸気を低圧化することにより、タービンの能力の向上を図るものである。
関連施設利用	関連施設利用は、蒸気熱を、熱回収を行う焼却炉とは別の溶融炉等に供給し、空気の予熱等に利用することにより、関連施設での助燃剤の使用量の削減を図るものである。	
乾燥・濃縮等熱源利用	乾燥・濃縮等熱源利用は、蒸気を汚泥等の乾燥、濃縮等のための熱源として利用することにより、乾燥や濃縮等に必要なエネルギー使用の削減を図るものである。	
給湯冷暖房 場内の	場内温水器	場内温水器は、蒸気熱を利用し、熱回収施設で使う温水（風呂、手洗い、消雪等に利用）を製造することにより、場内のエネルギー使用量の削減を図るものである。
	場内冷暖房機器	場内冷暖房機器は、蒸気熱を、熱回収施設での暖房（蒸気・温水）・冷房（吸式冷凍機）の用途に用いることにより、場内のエネルギー使用量の削減を図るものである。
周辺施設利用	周辺施設利用は、廃棄物処理施設としての機能に係る用途を超えて、周辺地域へ熱エネルギーを供給することにより、地域のエネルギー使用量の削減を図るものである。例えば、温水プールや福祉施設等への給湯、農業用温室やロードヒーティング等のための熱供給のほか、オンライン方式による熱供給（トランシスヒートコンテナ）などがある。	

【参考】熱量及び電気の量の測定方法（廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアルより抜粋）

発電以外の熱利用量については、蒸気、温水、空気等の温度、圧力、流量等を測定する機器あるいは直接的又は間接的に熱量を求める機器を用いるなどにより、(ア)～(ウ)のいずれかの方法により把握することとし(図1参照)、紙または電磁的方法により記録することとする。

(ア) 热利用機器(D)における利用熱量を計測する方法

利用熱量の測定機器(C)を用いる場合には、当該利用熱量の計測のみで足りる。

(イ) 热利用機器(D)への入熱量(A)を計測し同機器の熱回収効率を乗じて利用熱量を推定する方法

入熱量の測定機器(A)のみ用いる場合には、入熱量に熱利用機器(D)の熱回収効率(設計値あるいは実績値)を乗じて、利用熱量を推定してもよい。

(ウ) 热利用機器(D)への入熱量(A)と同機器からの出熱量(B)を計測しその差を利用熱量とする方法

施設外への熱供給である場合は、入熱量(A)と出熱量(B)の双方の測定機器を用い、その差分により外部への熱供給量を把握してもよい。

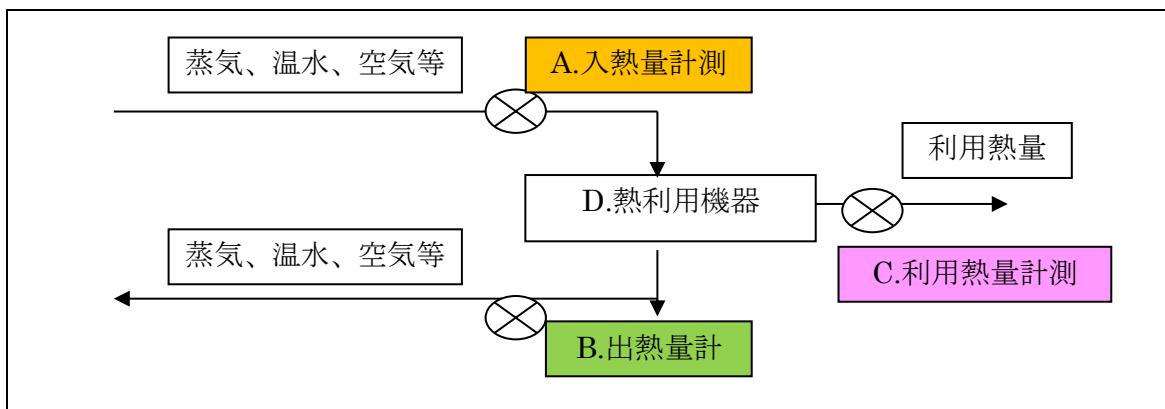


図1 热利用量の測定装置設置場所

発電量については、電力量計により常時測定し、紙または電磁的方法により記録するものとする。

【記載例】

産業廃棄物の焼却施設における熱回収の実績(平成28年1月～平成30年12月)

施設名	項目	熱回収実績(年/月)										30/12
		28/1	2	3	4	5	6	7	8	9	MJ	
○○工場 A県B市 ...	熱量(MJ)	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ
	発電量(MWh)	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	
	廃棄物量(t)	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	

△△処理センター C県D市 ・・・	熱量(MJ)	MJ									
	発電量 (MWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	廃棄物量 (t)	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
××工場 E県F村 ・・・	熱量(MJ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	発電量 (MWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	廃棄物量 (t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ △△処理センターでは、発電は行っていない。

※ ××工場では、熱利用、発電とも行っていない。

⑩ 財務諸表

- 公表の対象となるのは、情報を公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）において作成されている直近3事業年度分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）である。
- それぞれの書類の内容は、以下のとおりである。詳細な作成方法については、会社法、会社計算規則等の関係法令に従うこと。
 - ① 貸借対照表は、決算期における法人の有する資産、負債及び純資産を適切な区分に従って記載し、法人の財産状態を明らかにするものである。
 - ② 損益計算書は、法人の1事業年度内において発生したすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載し、法人のその事業年度内の経営成績を明らかにするものである。
 - ③ 株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の1事業年度における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である「株主資本」の各項目の変動事由を明らかにするものである。
 - ④ 個別注記表は、株式会社の財産・損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして、重要な会計方針や、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書に関する注記等を記載するものである。
- 売上高等の営業成績となる指標が公開されていない等、排出事業者が処理業者の経営状況を判断することができない不十分な公開情報については、基準を満たしているとは言えない。
- この項目の情報更新頻度は、少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度である。

【記載例】

- ※ 1事業年度分の記載例であり、これらを3事業年度分記載する必要がある。
- ※ あくまで記載例であり、必ずしもこれらの様式と同じものである必要はない。

貸借対照表（〇年〇月〇日現在）

(単位)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
・ ・ ・		・ ・ ・	
・ ・ ・		・ ・ ・	
・ ・ ・		固定負債	
		・ ・ ・	
		・ ・ ・	
		負債合計	
固定資産		(純資産の部)	
有形固定資産		資本金	
無形固定資産		資本剰余金	
投資その他の資産		利益剰余金	
		・ ・ ・	
繰延資産		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

損益計算書

(自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日)

(単位)

科 目	金額
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益（営業損失）	
営業外収益	
営業外費用	
経常利益（経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
当期純利益（当期純損失）	

(留意点)

- ・利益項目が赤字の場合は（ ）書の名称を使用すること。
- ・産業廃棄物処理業以外の事業（例えば建設業等）を兼業しており、当該事業に関する項目があわせて表示されている場合は、その旨を記載しても差し支えない。

株主資本等変動計算書（自〇年〇月〇日至〇年〇月〇日）

(単位　　)

I 株主資本

1 資本金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
2 資本剰余金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
3 利益剰余金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
(1) 利益準備金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
(2) その他利益剰余金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
繰越利益剰余金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
利益剰余金合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高
4 自己株式	前期末残高 当期変動額 当期末残高
株主資本合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高
II 評価・換算差額等	前期末残高 当期変動額 当期末残高
III 新株予約権	前期末残高 当期変動額 当期末残高
純資産合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高

個別注記表（自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日）

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

法人税法と同一の耐用年数を適用し、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他の有形固定資産は定率法

2. 収益及び費用の計上基準

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

○消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によっています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2. 受取手形割引額

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末における発行済株式の数

2. 当該事業年度の末における自己株式の数

3. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

・・・

⑪ 処理料金の提示方法

- この項目は、料金表・料金算定式により産業廃棄物の処理料金を提示している場合における当該料金表・料金算定式や、産業廃棄物の種類や性状によって個別に見積もりを行った上で産業廃棄物の処理料金を提示している旨を公表するものである。
- 処理料金は産業廃棄物の種類や性状、処理方法等により大きく異なる場合があることから、すべての処理業者に一律の方法で公表を求めるものではない。ただし、個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積もり条件についても併せて掲載することが必要である。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】

○ 産業廃棄物収集運搬業

例1

	基本料金	時間外料金1	時間外料金2	深夜料金
〇〇地域	〇〇円	〇〇円	・・・・	・・・・
〇〇地域	〇〇円	〇〇円	・・・・	・・・・
〇〇地域	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・

*土・日・祝祭日は休日料金として〇〇%加算させて頂きます。

*排出場での積込作業が〇〇分を超えた場合には作業費〇〇円を頂きます。

例2

収集運搬料金につきましては種類、量、距離により計算いたします。

当社〇〇部 (tel:〇〇〇) までご相談下さい。無料にてお見積りいたします。

○ 産業廃棄物処分業

例 1

品 目	処理料金	処理方法	備 考
金属くず	〇〇円/トン	破碎	空間等には内容物が混入していない事
廃プラスチック類	〇〇円/キログラム	破碎	腐敗物が付着していない事
木くず	〇〇円/トン	焼却	有害物等が付着していない物

*処理料金には収集運搬費及び消費税は含まれていません。

*上記処理料金は基本料金ですので詳しくはお問い合わせ下さい。

例 2

処理料金につきましては種類、量により計算いたします。

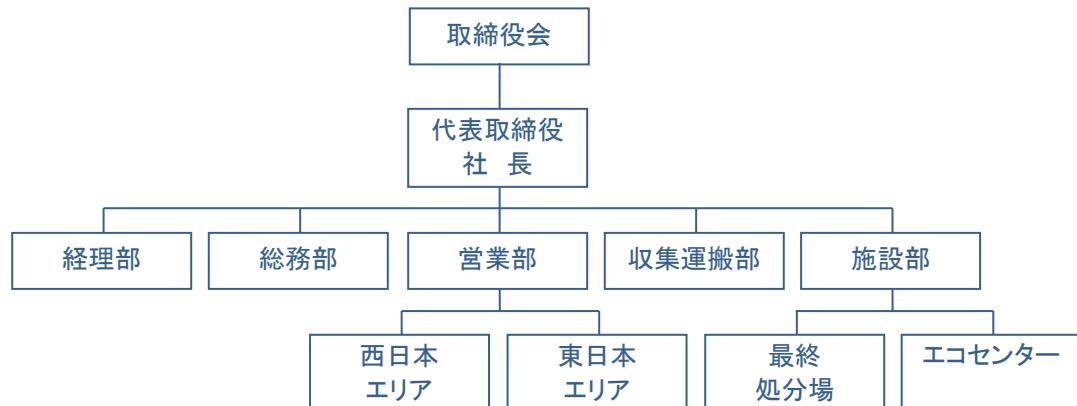
当社〇〇部 (tel:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) までご相談下さい。無料にてお見積もりいたします。

⑫ 業務を所掌する組織・人員配置

- 「業務を所掌する組織」については、経理、総務、営業、施設等の部門単位で社内組織を記載するとともに、それぞれの部門ごとの人員配置を記載するものとする。ここで、「人員」については、正社員のみの数か、派遣社員・アルバイト等を含む数かを明示すること。また、兼務職員については、主たる部門に計上し、両部門に計上その他記載に当たってのルールを明示すること。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。ただし、人員配置については、一年に一回以上更新すれば足りる。これらの情報に変更がない場合は、例えば、当該情報に「〇〇年〇〇月〇〇日現在」と付記するなど、前回の情報公表日を起算日として一年以内に情報管理していることを明らかにすることが望まれる。

【記載例】

○ 組織



○ 人員配置

(〇年〇月〇日現在)

	経理部	総務部	営業部		収集運搬部	施設部		合計
			東日本エリア	西日本エリア		エコセンター	最終処分場	
正社員	3名	3名	4名	3名	12名	11名	7名	43名
派遣・パート	1名	1名	1名	0名	1名	2名	1名	7名
合計	4名	4名	5名	3名	13名	13名	8名	50名

(注) 兼務職員については、主たる部門に計上しています。

⑬ 処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項

- 持出先の開示の可否に関する事項は、申請者が、産業廃棄物の処分を委託しようとする者に対して、その委託に先立って、当該産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先として予定している者の氏名又は名称及び住所を開示することの可否が公表の対象となる。
- 公表の方法については、情報の開示の可否に代えて、予定する持出先の情報そのものを公開することも差し支えない。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。
- なお、排出事業者が優良認定業者を選択しやすいよう、持出先が優良認定業者である場合には、当該優良認定業者の氏名又は名称及び住所を積極的に公表されたい。

⑭ 事業場の公開の有無・公開頻度

- 事業場を公開している場合には、例えば、「年1回」、「申込みに応じて随時」等の公開の頻度について記載を行う。事業場を公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載してあれば基準適合となる。
- 事業場の公開の対象は、「事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者」であり、事業場の周辺地域に居住する住民などがこれに該当する。したがって、これらの者に事業場の公開をしている場合は、不特定多数の者に公開していくとも、事業場の公開をしているとして差し支えない。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】

【例 1】

当社は信頼性の高い施設運営を目指し、焼却施設を一般公開しています。焼却施設は事前予約制にて見学することができます。お問合せはこちらから。

【例 2】

当社の施設見学については、当社の〇〇環境整備センターに直接ご連絡ください。見学申込書をお送りします。お問合せはこちらから。

【例 3】

当社では一般県民の皆様を対象に廃プラスチック類の中間処理施設の見学を受け付けています。ただし、危険箇所がありますので、小中学生は引率をお願いします。また人数は1回当たり原則10名までです。電話での事前予約をお願いします。【電話番号(XXXX) XX-XXXX】

【例 4】

当社は会社見学会を毎年8月開催し、地域との交流を図っています。

3. 4 環境配慮の取組に係る基準

【参考条文】廃棄物処理法施行規則第9条の3第3号、第10条の4の2第3号、第10条の12の2第3号及び第10条の16の2第3号

【解説】

- この基準は、環境に配慮した事業活動を行っていることの証明として、ISO14001 又はエコアクション 21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを求めるものである。
- この「これと相互認証されている認証制度による認証を受けていること」については、一般財団法人持続性推進機構が定める「エコアクション 21 産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」に基づき、地域等における環境マネジメントシステム（以下「地域版 EMS」という。）及び当該地域版 EMS の認証を受けた事業者が当該機構による相互認証を受けている場合が該当する。
- なお、登録証あるいは附属書の登録活動範囲に廃棄物処理業が含まれていない場合であっても、基準を満たしていると解することができる。
- この基準に適合するためには、上記のうちいずれか一つ以上の認証制度による認証を受けていれば足りるものであるが、これらの認証制度のうちどれが適當かは、取組を行う産業廃棄物処理業者自身において、自社の環境マネジメントの手法との整合性等の観点を踏まえ十分に検討し、選定することが重要である。
例えば、ISO14001 の認証制度は、認証の取得までに比較的多くの費用と時間を要するとともに、厳格な制度・運用のもと審査機関による定期的な審査を経るなど、高いレベルの取組を求められる一方、社会的知名度も高く国際的にも通用するものとなっている。
これらの認証制度の詳細については、下記ホームページを参照されたい。
 - ISO14001 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>
 - エコアクション 21 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>
- これらの認証制度による認証を取得するためには、自社で環境マネジメントシステムを構築し、そのシステムを運営している実績が必要であり、通常、認証の取得までに半年から一年、場合によっては数年を要することもある。したがって、優良認定の申請前から十分な時間的余裕をもって取組に着手することが重要である。
- なお、これらの認証制度による認証は、事業所単位で取得するものであるが、申請者が一つの都道府県・政令市内に複数の事業所を有する場合、このうちいずれかの事業所について認証を取得していればよく、必ずしも全ての事業所について認証を取得していることを求めるものではない。
- 本社のみが認証制度を取得している（申請先の都道府県・政令市内の事業所では取得していない）場合、本社以外の事業所について基準を満たしていると言えず、申請先の都道府県・政令市内に事業所を有する場合には、当該事業所が認証制度を取得している必要がある。

- 申請先の都道府県・政令市内に事業所がない場合は、業許可申請書に記載された事業所のうち、いずれかの事業所について認証を取得していればよい。
- ISO14001 登録事業者が申請者の親会社であって、登録証の付属書に認証範囲内に係る事業所として申請者が記載されている場合、基準を満たしていると言える。

3. 5 電子マニフェストに係る基準

【参考条文】廃棄物処理法施行規則第9条の3第4号、第10条の4の2第4号、第10条の12の2第4号及び第10条の16の2第4号

【解説】

- この基準は、廃棄物処理法に基づき指定された「情報処理センター」（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター。以下「日廢振センター」という。）が運営する電子マニフェストシステム（通称：JWNET）に加入しており、排出事業者から要望があった場合に電子マニフェストが利用可能であることを求めるものである。
- なお、例えば、加入証の加入区分が「処分業者」の場合、収集運搬業の許可申請において、基準を満たしているとは言えない。
- 電子マニフェストシステムは、
 - ① 紙マニフェストを使用した場合に課せられる写しの保存義務やマニフェスト交付等状況報告書の提出が不要となり、事務処理効率化につながる。
 - ② データを情報処理センターが一括管理しているため、データの偽造がしにくく、産業廃棄物の処理状況がより一層透明化される。
 - ③ システムにより自動的に法定記載事項の記載漏れや法定報告期限の到来等がチェックされるため、法令遵守の徹底が図られる。等の特徴を有する。システムの詳細や加入方法等については、
 - ・日廢振センターのホームページ <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>
 - ・JWNET のリーフレット
<https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2019/04/20190424134010.pdf>等を参照されたい。

3. 6 財務体質の健全性に係る基準

【参考条文】廃棄物処理法施行規則第9条の3第5～9号、第10条の4の2第5～9号、第10条の12の2第5～9号及び第10条の16の2第5～9号

【解説】

- この基準は、財務体質が健全であることの証明として、表3. 6. 1に掲げるすべての基準に適合していることを求めるものである。

＜表3. 6. 1 財務体質の健全性に係る基準の全体像＞

基 準	概 要
① 自己資本比率	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。 イ) 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること ロ) 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。
② 経常利益金額等	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること
③ 税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
④ 維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

以下、それぞれの基準について説明する。

① 自己資本比率に係る基準

- この基準は、申請者が法人である場合に、直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であることに加えて、直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること又は前事業年度における営業利益金額等が零を超えることを求めるものである。
- 「自己資本比率」とは、貸借対照表上の純資産の額（下図のA）を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額（下図のB）で除して得た値をいう。
- 「営業利益金額等」とは、損益計算書上の営業利益金額（下図のC）に、売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額をいう。
- 損益計算書（及びその添付書類である売上原価明細書等）上で、減価償却費の額が明示的に記載されていない場合は、減価償却費の額はゼロとみなされる。

貸借対照表（〇年〇月〇日現在）

(単位)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
・・・		・・・	
・・・		・・・	
・・・		固定負債	
		・・・	
		・・・	
		負債合計	
固定資産		(純資産の部)	
有形固定資産		資本金	
無形固定資産		資本剰余金	
投資その他の資産		利益剰余金	
・・・			
繰延資産		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

A

B

損益計算書（自〇年〇月〇日至〇年〇月〇日）

(単位)

科 目	金 領
売上高	× × ×
売上原価	× × ×
売上総利益	× × ×
販売費及び一般管理費	× × ×
営業利益（営業損失）	× × ×
営業外収益	C × × ×
営業外費用	× × ×
経常利益（経常損失）	× × ×
特別利益	D × × ×
特別損失	× × ×
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×
当期純利益（当期純損失）	× × ×

C

D

② 経常利益金額等に係る基準

- この基準は、申請者が法人である場合に、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えることを求めるものである。
- 「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益金額（上図のD）に、売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額をいう。

③ 税及び保険料の納付に係る基準

- この基準は、産業廃棄物処理業の実施に関連のある税目、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないことを求めるものである。
- 産業廃棄物処理業の実施に関連のある税とは、具体的には以下のとおりである。
 - (国 税) 法人税及び消費税
 - (都道府県税) 道府県民税・都民税、事業税、不動産取得税並びに地方消費税
 - (市町村税) 市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税並びに都市計画税
- 都道府県税及び市町村税については、都道府県知事による優良認定を受けようとする場合には、当該都道府県に納付すべき都道府県税、及び、当該都道府県内の市区町村に納付すべき市町村税に滞納がないことが求められる。
また、政令市長による優良認定を受けようとする場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県に納付すべき道府県税、及び、当該政令市に納付すべき市町村税に滞納がないことが求められる。
- 社会保険料・労働保険料については、都道府県知事による優良認定を受けようとする場合には、当該都道府県内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業場について納付すべき社会保険料・労働保険料に滞納がないことが求められる。
また、政令市長による優良認定を受けようとする場合には、当該政令市内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業場について納付すべき社会保険料・労働保険料に滞納がないことが求められる。

④ 維持管理積立金の積立てに係る基準

- 廃棄物処理法第8条の5第1項（同法第15条の2の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていることを求めるものである。
- 優良認定を受けようとする都道府県知事・政令市長の管轄区域内に設置しているすべての特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について維持管理積立金を積み立てていることが求められる。
- 収集運搬業の許可について優良認定を申請する場合も、収集運搬業と処分業を兼業している場合など、積み立てるべき維持管理積立金がある場合には、この基準が適用される。

4 優良認定の申請

ここでは、産業廃棄物処理業者が優良認定を受けるための、申請の方法や、申請書類の詳細を解説する。

4. 1 優良認定の申請方法

【解 説】

- 既に述べたとおり、優良産廃処理業者認定制度において、産業廃棄物処理業者が優良と認められるためには、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、更新の申請とあわせて都道府県知事・政令市長に申請を行い、優良基準に適合している旨の認定を受ける必要がある。
- 申請先は、申請者に産業廃棄物処理業の許可を付与した都道府県知事・政令市長である。
逆に、申請者が産業廃棄物処理業の許可を受けていない都道府県知事・政令市長に対し、申請を行うことはできない。
- また、都道府県知事・政令市長から受けた許可の区分についてのみ、申請をすることができる。例えば、A県知事のみから産業廃棄物収集運搬業の許可のみを受けている者が、他の許可の区分である産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業について、A県知事に対し申請を行うことはできない。

4. 2 申請書類

【解説】

- 優良認定の申請をする場合、申請者は、表4. 2に掲げる書類を提出しなければならない。

＜表4. 2 申請書類一覧＞

書類	
①	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面
②	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
③	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類
④	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類
⑤	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

以下、それぞれの書類について解説する。

4. 2. 1 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面

【解説】

- この書面は、一定期間、特定不利益処分を受けていないことを申請者が誓約する書面である。「一定期間」については、申請者の種類により異なっており、詳細は3. 2に記載しているので参照されたい。また、「特定不利益処分」についても、同じく3. 2を参照されたい。
- 誓約書の様式については、法令上特に定められていないが、参考までに、以下に様式を例示する（図4. 2）。記載方法については、以下のとおりである。
 - ・誓約書の名宛人は、優良認定の申請先である都道府県知事・政令市長である。
 - ・「 年 月 日から 年 月 日までの間」の部分は、申請者が、3. 2を参考しつつ必要な誓約期間を記載する。この誓約期間が不足していると、書面の不備とみなされ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、都道府県・政令市から補正を求められることがある。
- なお、この誓約書を提出する前に、上記の誓約期間中、特定不利益処分を受けていない旨を、厳密に確認すること。産業廃棄物処理業に關係する不利益処分以外の不利益処分（一般廃棄物処理業を兼業している場合における一般廃棄物処理業に関する不利益処分等）や、他の都道府県・政令市や環境大臣がする特定不利益処分も受けていないことが必要となる。
事後的に虚偽の誓約書を提出していたことが発覚した場合は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の許可の取消しや、罰則の対象になりうるので、注意すること。

<図4.2.1 誓約書>

誓 約 書

知事（市長）様

年　月　日から　年　月　日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年　月　日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10項）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の19第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）

4. 2. 2 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

【解説】

- この書類は、3. 3において解説した「事業の透明性に係る基準」(所定の情報をインターネットを利用する方法により公表し、所定の更新頻度で更新していること)に適合することを証する書類である。
- この基準に適合していることを証するためには、
 - ① インターネットを利用する方法により情報が公表されていること
 - ② 情報の公表・更新の期間が、事前情報公表期間（詳細は3. 3. 1参照）以上となっていること
 - ③ 所定事項が適切に公表され、所定頻度で更新されていること（詳細は3. 3. 3参照）が適切に公表されていることが書類上で明らかとなっていることが必要である。

例えば、①については、URL等インターネット上の公表を証する情報が書類上に記載されていなければならない。また、③については、1年に1回以上更新することとされている事項を最初の情報公表日から1年以内に更新していること（2回目以降の更新については、前回の情報更新日を起算日として1年以内に更新していること）が、日付により書類上で明らかになっていなければならない。
- 書類の具体例としては、例えば以下が想定される。
 - ・公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合には、情報を公表・更新した時点における同ウェブサイト上の当該ページ部分をプリントアウトしたもの
 - ・「産廃情報ネット」以外で、申請者である産業廃棄物処理業者が利用できるホームページにより情報を公表・更新している場合には、情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの
 - ・事業の透明性に係る基準に関する書類を提出するときは、申請者の判断により、申請者自らが作成した書類以外に環境大臣が指定する者が作成した書類の提出によることも可能である。詳細については「3. 3 事業の透明性に係る基準」参照。

4. 2. 3 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

【解説】

- この書類は、3. 4において解説した「環境配慮の取組に係る基準」(ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること)に適合することを証する書類である。
- 具体的には、認証を受けた際に発行される認証書の写しが想定される。

<図4. 2. 3 ISO14001認定証・エコアクション21認定証の例>

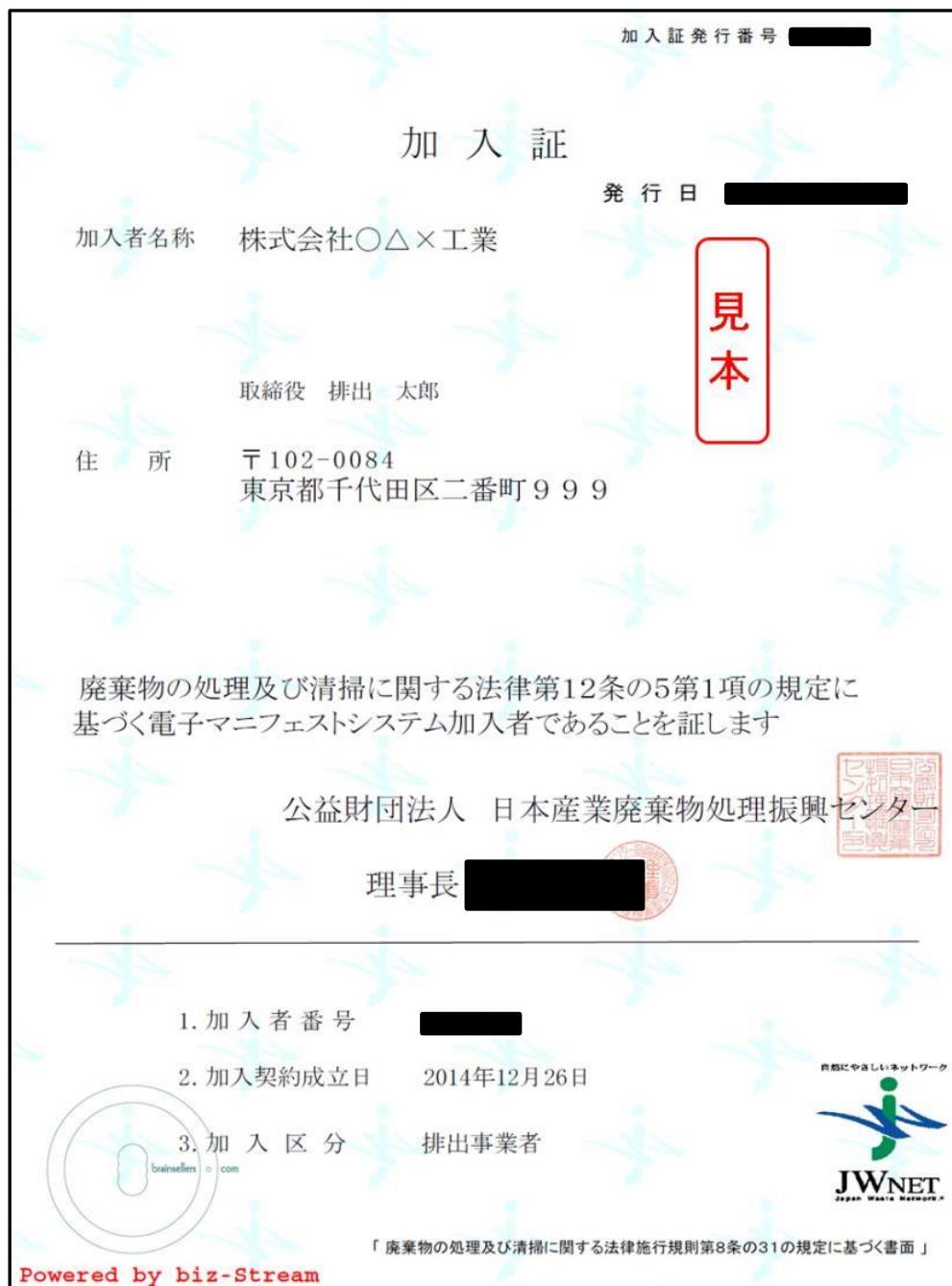


4. 2. 4 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

【解 説】

- この書類は、3. 5において解説した「電子マニフェストに係る基準」(電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること)に適合することを証する書類である。
- 具体的な書類としては、情報処理センターである日廢振センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面(加入証)の写しが想定される。

<図4. 2. 4 電子マニフェストシステム加入証の例>



4. 2. 5 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

【解説】

○ この書類は、産業廃棄物処理業の実施に関する税（3. 6③参照）、社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類である。

○ 具体的には、以下の書類をいう。

① 国税を滞納していないことを証する書類

国税（法人税及び消費税）及び地方消費税については、税務署長が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当する。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に納付すべき法人税及び消費税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足り、当該会計年度の前の会計年度以前に納付すべき国税については、法定納税証明事項となっていないことから、必ずしも確認できる必要はない。

② 都道府県税を滞納していないことを証する書類

都道府県税（道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税）については、都道府県税事務所長等が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当する。ここで、申請者が個人の場合、道府県民税・都民税は市町村長等が賦課徴収を行うこととされているため、納税証明書（又はその写し）は市町村長等から交付されるので、留意されたい。

納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に、優良認定を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定を受けようとする場合は、当該政令市の区域を管轄する都道府県）に納付すべき道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足り、当該会計年度の前の会計年度以前に納付すべきこれらの税については、法定納税証明事項となっていないことから、必ずしも確認できる必要はない。

③ 市町村税を滞納していないことを証する書類

市町村税（市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）については、市町村長等が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当する。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に、優良認定を受けようとする都道府県内の市町村（政令市長による優良認定を受けようとする場合は、当該政令市）に納付すべき市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足り、当該会計年度の前の会計年度以前に納付すべきこれらの税については、法定納税証明事項となっていないことから、必ずしも確認できる必要はない。

④ 社会保険料を滞納していないことを証する書類

(1) 申請者が、優良認定を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定を受けようとする場合は、当該政令市）内に社会保険が適用される事業所を有す場合にあっては、年金事務所長等が発行する社会保険料納入確認書（又はその写し）等が該当する。

証明の内容については、過去2年間に、優良認定を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定を受けようとする場合は、当該政令市）内に設置している産業廃棄物処理業に

関連するすべての事務所・事業場について納入すべき社会保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。ここで、「産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場」とは、申請者が現在受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に記載した事務所・事業場をいう。

(2) 申請者が、国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者（市町村及び特別区又は国民健康保険組合）が発する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては、納税証明書）等の写し等が該当する。

証明の内容については、過去2年間に、優良認定を受けようとする申請者について納入すべき国民健康保険料（又は国民健康保険税）のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。

⑤ 労働保険料を滞納していないことを証する書類

地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書（又はその写し）等が該当する。

証明の内容については、過去3年間に、優良認定を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定を受けようとする場合は、当該政令市）内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場について納入すべき労働保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。ここで、「産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場」とは、申請者が現在受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に記載した事務所・事業場をいう。

- 申請先の都道府県内に事業所がない場合などで、納付すべき税や社会保険料がない場合は、税・保険料の納付に係る基準は適用されない。ただし、この場合には、納付すべき税がないことを証明する必要があり、その方法としては、例えば、課税権者に確認書を作成していただくことや、申請者自身による誓約などの方法が考えられる。

4. 2. 6 その他

【解説】

- 通常、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時には、直前3事業年度の財務諸表に代えて、直前事業年度の有価証券報告書を提出することができることとされている。一方、当該更新の申請時に、あわせて優良認定の申請をする場合において、直前3事業年度の財務諸表に代えて有価証券報告書を提出するときは、直前2事業年度分の有価証券報告書の提出が必要となる。

5 審査と認定

申請者である産業廃棄物処理業者から、優良認定の申請があったときは、都道府県・政令市は、申請者が優良基準に適合しているか否かを審査し、優良基準に適合している場合には、優良認定を行う。ここでは、都道府県・政令市における審査の方法、優良認定の手順等の詳細を解説する。

5. 1 申請の受け付け等

【解 説】

- 優良認定の申請があった場合、都道府県・政令市は、4. 2で解説した申請書類が揃っておりその記載事項に不備がないか、申請をすることができる期間内にされたものであるか等の、申請の形式上の要件に適合していることを確認する。形式上の要件に適合していない場合には、行政手続法第7条の規定に基づき、申請者に対し、相当の期間を定めて、不足している申請書類の提出や、記載事項の補正を求める等の措置を講ずることとなる。
- 申請書類は、申請者の優良基準への適合性について、都道府県・政令市が審査をする際に不可欠なものであるから、上記の補正を求めたにもかかわらず、当該相当の期間を経過しても、申請書類の提出がされない場合など、申請の形式上の要件が満足されない場合には、申請者が優良基準に適合しているとは認められないものとして意思決定してよい。

5. 2 申請内容の審査

【解説】

○ 都道府県・政令市は、申請者の優良基準適合性について、申請書類等を利用して審査を行う。審査にあたっては、特に次の点に留意する。

- ① 優良基準に適合している者であっても、通常の産業廃棄物処理業の許可基準に適合していない者については、産業廃棄物処理業の許可を付与することはできないこと。
- ② 遵法性に係る基準（3. 2 参照）については、申請者から提出された誓約書のみに頼ることなく、産業廃棄物行政情報システム等を活用して、申請者が特定不利益処分を受けていない旨の確認を主体的に行うこと。
- ③ 事業の透明性に係る基準（3. 3 参照）については、申請者から提出された書類に基づき、次のような点を確認すること。なお、環境大臣が指定する者が作成した適合証明書は次のような点を証明するものであるから、当該書類が提出された場合については、当該書類で担保される期間分については、改めて都道府県・政令市による審査は不要であると考えられること。

・インターネットを利用する方法により情報が公表されていること

URL等インターネット上で情報が公表されていることを証する情報が書類上に記載されていることを確認すること。

・情報の公表・更新の期間が、事前情報公表期間以上となっていること

事前情報公表期間についての詳細は3. 3. 1を参照すること。

・所定事項が適切に公表され、所定の頻度で更新されていること

公表事項・更新頻度についての詳細は3. 3. 3を参照すること。

- ④ 環境配慮の取組に係る基準（3. 4 参照）については、提出された認証書の有効期限が過ぎていないかを確認すること。

- ⑤ 自己資本比率に係る基準、営業利益金額等に係る基準（3. 6 ①参照）及び経常利益金額等に係る基準（3. 6 ②参照）については、申請者から提出された貸借対照表により自己資本比率を、損益計算書により営業利益金額等、経常利益金額等を算出し、優良基準適合性を判断すること。

- ⑥ 税及び保険料の納付に係る基準（3. 6 ③参照）については、納税証明の税目に不足がないか、対象となっている全ての事務所・事業場について保険料の納付証明がされているか等を確認すること。

- ⑦ 維持管理積立金の積立てに係る基準（3. 6 ④参照）については、独立行政法人環境再生保全機構により毎年度通知される特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の積立ての状況等の情報を活用し、優良基準適合性を判断すること。

5. 3 チェックリスト

参考までに、都道府県・政令市における優良基準適合性審査のためのチェックリストの例を以下に示す。

N.O.	チェック欄 優良 認定	チェック項目
1	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物処理業の許可の許可基準に適合しているか。 (適合していないければそもそも許可が与えられないので以下のチェック項目は審査不要)
2	① <input type="checkbox"/>	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面が提出されているか。
	② <input type="checkbox"/>	誓約先の都道府県知事・政令市長名が間違っていないか。
	③ <input type="checkbox"/>	特定不利益処分を受けていない旨を誓約する期間が不足していないか。
	④ <input type="checkbox"/>	住所、氏名又は名称、法人の代表者の氏名が記載されているか。
	⑤ <input type="checkbox"/>	住所、氏名又は名称、法人の代表者の氏名が申請書と一致しているか。※
	⑥ <input type="checkbox"/>	押印されているか。
	⑦ <input type="checkbox"/>	産業廃棄物行政情報システムに掲載された情報等から、誓約書の内容に虚偽がないか。
3	① <input type="checkbox"/>	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類が提出されているか。
	② <input type="checkbox"/>	インターネットを利用する方法により情報が公表されていることが確認できるか。
	③ <input type="checkbox"/>	申請日において、事前情報公表期間以上の期間にわたり情報公表が行われていることが確認できるか。
	④ <input type="checkbox"/>	所定事項が全て公表されていることが確認できるか。
	⑤ <input type="checkbox"/>	情報の更新が所定の頻度で更新されていることが確認できるか。
4	① <input type="checkbox"/>	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類が提出されているか。
	② <input type="checkbox"/>	認証書に記載された事業者名が申請書と一致しているか。※
	③ <input type="checkbox"/>	認証書に記載された認証の範囲には、申請先である都道府県・政令市内の事業所（該当の事業所がない場合は当該都道府県・政令市外の事業所）が含まれているか。
	④ <input type="checkbox"/>	認証書に記載された有効期限が過ぎていないか。
5	① <input type="checkbox"/>	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類が提出されているか。
	② <input type="checkbox"/>	加入証に記載された事業者名が申請書と一致しているか。※
6	① <input type="checkbox"/>	国税及び地方消費税について、税務署長が交付する納税証明書又はその写し等が提出されているか。
	② <input type="checkbox"/>	納税証明書等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。※
	③ <input type="checkbox"/>	税目（法人税及び消費税（地方消費税を含む。））に不足がないか。
	④ <input type="checkbox"/>	納税証明期間に不足がないか。
7	① <input type="checkbox"/>	都道府県税について、都道府県税事務所長等（道府県民税・都民税については個人の場合は市町村長等）が交付する納税証明書又はその写し等が提出されているか。
	② <input type="checkbox"/>	納税証明書等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。※
	③ <input type="checkbox"/>	税目（道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税）に不足がないか。
	④ <input type="checkbox"/>	納税証明期間に不足がないか。
	⑤ <input type="checkbox"/>	申請先の都道府県（申請先が政令市長の場合は、当該政令市の区域を管轄する都道府県）に支払うべき都道府県税に滞納がないことが確認できるか。

8	①	<input type="checkbox"/>	市町村税について、市町村長が交付する納税証明書又はその写し等が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	納税証明書等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	税目（市町村民税・特別区民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税）に不足がないか。
	④	<input type="checkbox"/>	納税証明期間に不足がないか。
	⑤	<input type="checkbox"/>	申請先の都道府県内の市町村（申請先が政令市長の場合は、当該政令市）に支払うべき市町村税に滞納がないことが確認できるか。
9	①	<input type="checkbox"/>	社会保険料について、年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書又はその写し（申請者が国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者が発する納付証明書又はその写し）等が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	確認書等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	申請先の都道府県（申請先が政令市長の場合は、当該政令市）内に設置している全ての産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場について滞納がないことが確認できるか。
10	①	<input type="checkbox"/>	労働保険料について、地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書又はその写し等が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	確認書等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	申請先の都道府県（申請先が政令市長の場合は、当該政令市）内に設置している全ての産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場について滞納がないことが確認できるか。
11	①	<input type="checkbox"/>	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表が提出されているか。これらの書類に代えて有価証券報告書が提出されている場合は、直前2年の各事業年度における有価証券報告書が提出されているか。
	②	<input type="checkbox"/>	貸借対照表等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。※
	③	<input type="checkbox"/>	貸借対照表により算出される、直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であるか。
	④	<input type="checkbox"/>	次のイ又はロいずれかの基準に該当するか。 イ) 貸借対照表により算出される直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であるか。 ロ) 損益計算書により算出される前事業年度における営業利益金額等が零を超えるか。
	⑤	<input type="checkbox"/>	損益計算書により算出される直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費の額の和の平均値が零を超えるか。
12		<input type="checkbox"/>	申請先の都道府県（申請先が政令市長の場合は、当該政令市）内に申請者が設置している特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしているか。

※事業者名が申請書と一致していない場合は、なぜ異なっているか、実質的に申請者と同一の者であるか等を確認する必要がある。

5. 4 優良認定の許可証

【解説】

- 優良認定の許可証の様式は、下記のとおりである。下記は、産業廃棄物収集運搬業の許可証の様式であるが、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業についても、同様の様式が規定されている。

<図5. 4 優良認定業者の許可証>

様式第七号の二(第十条の二関係)。		
許可番号。		
産業廃棄物収集運搬業許可証。		
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項。の許可を受けた者であることを、 第14条の2第1項。 証する。		
		
都道府県知事 (市長)。		印。
許可の年月日 許可の有効年月日	年 月 日。 年 月 日。	
1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）。 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ。 3. 許可の条件。 4. 許可の更新又は変更の状況。 年 月 日 (内 容)。		
5. 積替え許可の有無 有・無。 <small>(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)</small>		

- なお、都道府県・政令市において、優良認定業者である旨をさらにわかりやすく表示するため、「優良」の部分の色やフォント、囲い線の太さ等を変更したり、許可証上に説明文を追記することは差し支えない。この場合の説明文の例としては、「「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として認められたことを示すものです。」等が考えられる。

5. 5 都道府県・政令市における事務負担の軽減

【解説】

- 外部機関に都道府県・政令市における優良基準適合性審査の事務の一部を委託し、都道府県・政令市が直接行う事務を、外部機関が行った審査内容の最終確認や適否の最終判断など、必要最小限のものとすることは可能である。ただしこの場合であっても、最終的な権限及び責任は都道府県知事・政令市長が有するものである。
- 他の都道府県・政令市において既に優良認定を受けている産業廃棄物処理業者からの申請を受けた場合、都道府県・政令市の判断により、審査事務の簡略化を図ることができる。審査事務の簡略化の例としては、例えば、遵法性に係る基準については、他の都道府県・政令市において優良認定が行われた日以降に限って産業廃棄物行政情報システム等の情報を利用した審査を行うこと等が考えられる。また、事業の透明性に係る基準については、環境大臣が指定する者が作成した書類の提出による場合や、他の都道府県・政令市において優良認定が行われた日以降に限って法人の基礎情報等の公表資料の審査を行うこと等が考えられる。

5. 6 許可更新の期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

【解説】

- 令和2年2月25日付け環循規発第2002251号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「優良産廃処理業者認定制度の運用について（通知）」は、優良産廃処理業者の制度の活用をさらに促す観点から、現に受けている許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことを認めることとした。なお、現に優良産廃処理業者として許可を受けている者が更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者として許可の更新を受けることもできる。

通知「優良産廃処理業者認定制度の運用について（通知）」（令和2年2月25日付け環循規発第2002251号）

<http://www.env.go.jp/recycle/2020022500.pdf>

6 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者のメリット

優良認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、様々なメリットが与えられる。ここでは、産業廃棄物処理業者が優良認定を受けることの制度上のメリットについて解説する。

① 許可証等を活用したPR

優良認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、その旨が記載された許可証が交付される（図5.4）。

また、優良認定業者の情報は、「産廃情報ネット」（詳細は3.3.2参照）（<http://www2.sanpainer.net.or.jp/zohou/index.php>）や「優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんぱいナビ）」（<http://www3.sanpainer.net.or.jp/>）（平成24年3月運用開始）等によ

り、排出事業者等の関係者に広く紹介される。

優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんぱいナビ）とは

産業廃棄物を排出する事業者が、産業廃棄物の適正処理に向け、有益に活用できるように優良産廃処理業者の絞り込み検索を可能とした情報発信システムのこと。本システムで情報発信できる産業廃棄物処理業者は、優良認定業者に限定されるため、それが優良認定取得のインセンティブになっている。

② 産業廃棄物処理業の許可の有効期間の延長

優良認定業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間が延長され、7年となるため、許可の更新に関する事務負担軽減につながる。

③ 申請時の添付書類の一部省略

優良認定業者については、都道府県・政令市の判断により、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請や、事業範囲の変更時の許可の申請をする際に都道府県・政令市に提出する書類のうち、以下のものを省略できる。

- ・事業計画の概要を記載した書類
- ・直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・定款及び寄附行為
- ・処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業についての申請時のみ）

④ 財政投融資における優遇

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業が産業廃棄物の処理に関連する施設（※）を取得するために必要な資金の融資を行っている（環境・エネルギー対策貸付制度）。

優良認定業者については、この貸付制度において、通常の場合よりもさらに低利率（中小企業事業：特別利率③、国民生活事業：特別利率C）で融資を受けられる。詳細は、同公庫の相談センター（TEL：0120-154-505）に連絡するか、同公庫のホームページ（https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html）を参照のこと。

（※）分別・保管施設、焼却施設、脱水施設、乾燥施設、破碎施設、無害化施設、リサイクル施設、最終処分場及びその附属施設・ブルドーザー等、幅広い施設が対象となっている。

⑤ 環境配慮契約法に基づき国等が行う産業廃棄物の処理に係る契約での有利な取扱い

環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律。平成19年法律第56号）に基づき定められた基本方針（国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針）において、国及び独立行政法人等が取り組むべき環境配慮契約の対象として産業廃棄物の処理に係る契約が位置づけられており、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績を定めた上で、裾切り方式によるものとされている。

なお、裾切り方式による具体的な入札条件は、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定されるが、その参考となる基本方針解説資料では、以下のとおりとされている。地方

公共団体においても、こうした点を考慮の上、優良認定業者との契約に積極的に取り組むことを検討されたい。

- 産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約では、「環境配慮への取組」及び「優良基準への適合状況」等をポイント制で評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与える。
- この「優良基準への適合状況」においては、優良産廃処理業者認定制度の優良基準に相当する「優良適性（遵法性）」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組」、「電子マニフェスト」、「財務体质の健全性」の5項目（標準の配点例では1項目につき10点獲得）が評価項目として設定されているため、優良基準適合事業者が有利となる仕組みになっており、優良認定業者はこれら5項目の個別評価を省略できる（標準の配点例では50点獲得）。
- ただし、特定不利益処分を受けてから5年に満たない事業者は、「優良適性（遵法性）」の評価において減点対象となる（標準の配点例では-5点）。

詳細は、環境省ホームページ掲載の以下資料を参照のこと

- ・基本方針及び基本方針解説資料（基本方針関連資料としてまとめて掲載）
<http://www.env.go.jp/policy/ga/kihonhoushin.html>
- ・産業廃棄物入札参加に必要な申請書類（例）及びチェックリスト（例）
http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

⑥ 廃プラスチック類の保管上限の引き上げ

外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置の影響として、国内で処理される廃プラスチック類の量が増大したことにより、国内の産業廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類の処理に支障が生じているとの声が多くの産業廃棄物処理業者から寄せられた。これを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第5号）によって、規則第10条の4の2各号に掲げる基準に適合すると認められる者（優良産廃処分業者）が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従来の2倍とする措置が設けられている。

通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和元年9月5日付け環循規発第19090513号）

⑦ 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管上限の引き上げ

処分又は再生を行う処理施設において、優良産廃処理業者（処分又は再生を行う場合に限る。）が、規則第7条の8第1項第7号及び同条第3項に係る産業廃棄物の処分又は再生のために保管する場合であって、その保管が新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管であるときは、その保管容量の上限を拡大する措置が設けられている。

通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）」（令和2年5月1日付け環循規発第2005011号）